

第一 保障措置の強化・効率化に関する規定の整備

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案要綱

一 核兵器の不拡散に関する条約第三条 1 及び 4 の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定の追加議定書（以下単に「追加議定書」という。）の実施に関する規定の整備

1 国際特定活動に関する規定の整備

（一）「国際特定活動」とは、追加議定書附属書 I に掲げる活動をいうものとする。

（第二条第十一項関係）

（二）国際特定活動を行う者は、政令で定めるところにより、国際特定活動を開始した日から三十日以内に、内閣総理大臣に届け出なければならないものとする。

（第六十一条の九の二第一項関係）

2 報告徴収

内閣総理大臣は、追加議定書の定めるところにより国際原子力機関に対して報告又は説明を行うために必要な限度において、国際規制物資を使用している者その他の者に対し、国際原子力機関からの

要請に係る事項その他の政令で定める事項に関し報告をさせることができるものとする。

(第六十七条第四項関係)

3 立入検査等

(一) 内閣総理大臣は、追加議定書の定めるところにより国際原子力機関に対して説明を行い、又は(二)による立入検査の実施を確保するために必要な限度において、国際規制物資使用者等の事務所又は工場若しくは事業所その他の場所に立ち入り、帳簿等の検査、関係者に対する質問又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核燃料物質等の試料の収去ができるものとする。

(第六十八条第四項関係)

(二) 国際原子力機関の指定する者は、内閣総理大臣の職員の立会いの下に、追加議定書で定める範囲において、国際規制物資使用者等の事務所又は工場若しくは事業所その他の場所であつて国際原子力機関が指定するものに立ち入り、帳簿等の検査又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核燃料物質等の試料の収去ができるものとする。

(第六十八条第八項関係)

(三) 内閣総理大臣は、追加議定書に基づく保障措置の実施に必要な限度において、国際規制物資を使

用している者の工場又は事業所その他の場所内において、国際規制物資その他の物の移動を監視するために必要な封印又は装置の取付けができるものとする。こと。  
(第六十八条第十一項関係)

(四) 国際原子力機関の指定する者は、内閣総理大臣の職員の立会いの下に、追加議定書で定める範囲内で、国際規制物資を使用している者の工場又は事業所その他の場所内において、国際規制物資その他の物の移動を監視するために必要な封印又は装置の取付けができるものとする。こと。

(第六十八条第十三項関係)

## 二 保障措置検査等の規定の整備

### 1 保障措置検査

(一) 国際規制物資使用者等は、核兵器の不拡散に関する条約第三条1及び4の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定（以下「保障措置協定」という。）に基づく保障措置の実施に必要な範囲内において総理府令で定めるところにより、国際規制物資の計量及び管理の状況について、内閣総理大臣が定期に行う検査を受けなければならないものとする。こと。

(第六十一条の八の二第一項関係)

(二) (一)の検査(以下「保障措置検査」という。)に当たつては、内閣総理大臣の指定するその職員は

、次に掲げる事項であつて総理府令で定めるものを行うことができるものとする。

- (1) 事務所又は工場若しくは事業所への立入り
- (2) 帳簿等の検査
- (3) 核燃料物質等の必要な試料の提出(試験のため必要な最小限度の量に限る。)をさせること。
- (4) 国際規制物資の移動を監視するために必要な封印又は装置の取付け

(第六十・条の八の二第二項関係)

## 2 指定保障措置検査等実施機関

(一) 内閣総理大臣は、その指定する者(以下「指定保障措置検査等実施機関」という。)に、次に掲げる業務(以下「保障措置検査等実施業務」という。)の全部又は一部を行わせることができるものとし、その指定の基準は、保障措置検査等実施業務を適確に遂行する能力があること、民法第三十四条の規定により設立された法人であること等とすること。

- (1) 実施指示書に基づいて行う保障措置検査

(2) 保障措置検査に係る規定により提出をさせ、又は立入検査に係る規定により収去した試料（保障措置の実施のために収去したものに限る。）の試験等

(3) 保障措置協定又は追加議定書に基づく保障措置の適切な実施のため必要な技術的検査に関する調査研究その他の業務であつて政令で定めるもの

（第六十一条の二十三の二及び第六十一条の二十三の四関係）

(二) 指定保障措置検査等実施機関に関し、指定の欠格条項、保障措置検査の実施、業務規定、区分経理、交付金、役員の選任及び解任等、役員及び職員の地位、監督命令、指定の取消し等、公示等指定保障措置検査等実施機関の業務に関する所要の規定の整備を行うものとする。

（第六十一条の二十三の五から第六十一条の二十三の二十一まで関係）

三、その他所要の規定の整備を行うものとする。

## 第二 貯蔵の事業に関する規定の新設

### 一 貯蔵の事業の許可等

1 使用済燃料（実用発電用原子炉その他その運転に伴い原子が施設内の貯蔵設備の貯蔵能力を超える

使用済燃料が生ずるおそれがある原子炉として政令で定めるものに係るものに限る。〕の貯蔵（原子炉設置者等が原子炉施設等において行うものを除くものとし、その貯蔵能力が政令で定める貯蔵能力以上である貯蔵設備（以下「使用済燃料貯蔵設備」という。）において行うものに限る。以下単に「使用済燃料の貯蔵」という。）の事業を行おうとする者は、通商産業大臣の許可を受けなければならないものとする。

（第四十三条の四第二項関係）

2 通商産業大臣は、1の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ原子力委員会及び原子力安全委員会の意見を聴き、これを十分に尊重してしなければならないものとする。

（第四十三条の四第三項関係）

3 通商産業大臣は、1の許可の申請があつた場合においては、その申請が次の（一）から（四）までの基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならないものとする。

- （一） 使用済燃料貯蔵施設が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと。
- （二） その許可をすることによつて原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。

(三) その事業を適確に遂行するに足りる技術的能力及び経理的基礎があること。

(四) 使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備が使用済燃料又は使用済燃料によつて汚染された物による災害の防止上支障がないものであること。  
(第四十三条の五第一項関係)

4 通商産業大臣は、1の許可をする場合においては、あらかじめ、3の(一)、(二)及び(三)(経理的基礎に係る部分に限る。)に規定する基準の適用については原子力委員会、3の(二)(技術的能力に係る部分に限る。)及び(四)の基準の適用については原子力安全委員会の意見を聴き、これを十分に尊重してしなければならないものとする事。  
(第四十三条の五第二項関係)

## 二 設計及び工事の方法の認可等

### 1 設計及び工事の方法の認可

一の1の使用済燃料の貯蔵の事業の許可を受けた者(以下「使用済燃料貯蔵事業者」という。)は、使用済燃料貯蔵施設の工事に着手する前に、使用済燃料貯蔵施設に関する設計及び工事の方法について通商産業大臣の認可を受けなければならないものとする事。  
(第四十三条の八第一項関係)

## 2 使用前検査

(一) 使用済燃料貯蔵事業者は、使用済燃料貯蔵施設の工事及び性能について通商産業大臣の検査を受け、これに合格した後でなければ、使用済燃料貯蔵施設を使用してはならないものとする。

(二) (一)の検査においては、使用済燃料貯蔵施設が次に適合しているときは、合格とするものとする。

(1) その工事が1の認可を受けた設計及び方法に従って行われていること。

(2) その性能が通商産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

(第四十三条の九関係)

### 3 溶接の方法及び検査

(一) 通商産業省令で定める使用済燃料貯蔵施設であつて溶接をするものについては、その溶接につき通商産業大臣の検査を受け、これに合格した後でなければ、使用済燃料貯蔵事業者は、これを使用してはならないものとする。

(二) (一)の検査においては、その溶接が次に適合しているときは、合格とするものとする。

(1) 通商産業大臣の認可を受けた方法に従って行われていること。



- (2) 通商産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。 (第四十三条の十関係)

#### 4 定期検査

- (一) 使用済燃料貯蔵事業者は、使用済燃料貯蔵施設のうち政令で定めるものの性能について、一年以上であつて通商産業省令で定める期間ごとに通商産業大臣が行う検査を受けなければならないものとする。

- (二) (一)の検査は、その使用済燃料貯蔵施設の性能が通商産業省令で定める技術上の基準に適合しているかどうかについて行うものとする。
- (第四十三条の十 関係)

#### 三 その他

使用済燃料の貯蔵の事業の許可等の規定の新設に伴い、貯蔵の事業開始等の届出、貯蔵計画、使用済燃料貯蔵施設の使用の停止及び解体、使用済燃料取扱主任者の義務等、その他使用済燃料の貯蔵の事業に関し、必要な措置を講ずるものとする。

(第四十三条の六、第四十三条の七及び第四十三条の十二から第四十三条の二十六まで関係)

#### 四 その他所要の規定の整備を行うものとする。

### 第三 附則

#### 一 施行期日

この法律は公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、第二に係る規定は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行するものとする。

（附則第一條關係）

#### 二 その他

その他本法の施行に伴う所要の経過措置等を整備すること。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 原子炉の設置、運転等に関する規制（第二十三条―第四十三条の三）」を

「第四章 原  
第四章の二

子炉の設置、運転等に関する規制（第二十三条―第四十三条の三）

に、「第六章の二 国際規制物資の

貯蔵の事業に関する規制（第四十三条の四―第四十三条の二十六）」

「第六章の二 国際規制物資の使用等に関

使用に関する規制（第六十一条の三―第六十一条の二十三）」を

第一節 国際規制物資の使用等に関す

第二節 指定情報処理機関（第六十一

第三節 指定保障措置検査等実施機関

する規制等

る規制（第六十一条の三―第六十一条の九の二）

に改める。

条の十・第六十一条の二十三)

(第六十一条の二十三の二、第六十一条の二十三の二十一)

第一条中「加工」の下に「貯蔵」を加え、「使用」を「使用等」に改める。

第二条第九項中「国際規制物資」とは、一の下に「核兵器の不拡散に関する条約第三条1及び4の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定(以下、保障措置協定」という。二その他日本国政府と一の外国政府(国際機関を含む。三との間の」を加え、条約その他の」を削り、「国際約束(」の下に「核兵器の不拡散に関する条約第三条1及び4の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定の追加議定書(以下単に「追加議定書」という。四)を除く。五を加え、同条に次の一項を加える。

四 この法律において「国際特定活動」とは、追加議定書附属書1に掲げる活動をいう。

第四章の次に次の一章を加える。

第四章の二 貯蔵の事業に関する規制

(事業の許可)

第四十三條の四 使用済燃料（実用発電用原子炉その他その運転に伴い原子炉施設内の貯蔵設備の貯蔵能力を超える使用済燃料が生ずるおそれがある原子炉として政令で定めるものに係るものに限る。以下この章並びに第六十條第一項、第六十六條第三項及び第七十七條第六号の二において同じ。）の貯蔵（原子炉設置者、外国原子力船運航者、再処理事業者及び第五十二條第一項の許可を受けた者が原子炉施設、再処理施設又は同條第二項第七号に規定する使用施設に付随する同項第八号に規定する貯蔵施設において行うものを除くものとし、その貯蔵能力が政令で定める貯蔵能力以上である貯蔵設備（以下「使用済燃料貯蔵設備」という。）において行うものに限る。以下単に「使用済燃料の貯蔵」という。）の事業を行おうとする者は、政令で定めるところにより、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 使用済燃料貯蔵設備及びその附属施設（以下「使用済燃料貯蔵施設」という。）を設置する事業所の名称及び所在地

三 貯蔵する使用済燃料の種類及び貯蔵能力

四 使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備並びに貯蔵の方法

五 使用済燃料貯蔵施設の工事計画

六 貯蔵の終了後における使用済燃料の搬出の方法

3 通商産業大臣は、第一項の政令のうち原子炉及び貯蔵能力を定めるものの制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ原子力委員会及び原子力安全委員会の意見を聴き、これを十分に尊重してしなければならない。

(許可の基準)

第四十三条の五 通商産業大臣は、前条第一項の許可の申請があつた場合においては、その申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 使用済燃料貯蔵施設が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと。

二 その許可をすることによつて原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。

三 その事業を適確に遂行するに足りる技術的能力及び経理的基礎があること。

四 使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備が使用済燃料又は使用済燃料によつて汚染された物による災害の防止上支障がないものであること。

2 通商産業大臣は、前条第一項の許可をする場合においては、あらかじめ、前項第一号、第二号及び第三号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する基準の適用については原子力委員会、同項第三号（技術的能力に係る部分に限る。）及び第四号に規定する基準の適用については原子力安全委員会の意見を聴き、これを十分に尊重してしなければならない。

（許可の欠格条項）

第四十三条の六 次の各号の一に該当する者には、第四十三条の四第一項の許可を与えない。

一 第四十三条の十六第二項の規定により第四十三条の四第一項の許可を取り消され、取消しの日から二年を経過していない者

二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた後、二年を経過していない者

三 禁治産者

四 法人であつて、その業務を行う役員のうち前三号の一に該当する者のあるもの

(変更の許可及び届出)

第四十三條の七 第四十三條の四第一項の許可を受けた者（以下「使用済燃料貯蔵事業者」という。）は、同条第二項第二号から第四号まで又は第六号に掲げる事項を変更しようとするときは、政令で定めるところにより、通商産業大臣の許可を受けなければならない。ただし、同項第三号に掲げる事項のうち事業所の名称のみを変更しようとするときは、この限りでない。

2 使用済燃料貯蔵事業者は、第四十三條の十五第一項に規定する場合を除き、第四十三條の四第二項第一号又は第五号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から三十日以内に、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。同項第二号に掲げる事項のうち事業所の名称のみを変更したときも、同様とする。

3 第四十三條の五の規定は、第一項の許可に準用する。

(設計及び工事の方法の認可)

第四十三條の八 使用済燃料貯蔵事業者は、通商産業省令で定めるところにより、使用済燃料貯蔵施設の工事に着手する前に、使用済燃料貯蔵施設に関する設計及び工事の方法（第四十三條の十一第一項に規定する



使用済燃料貯蔵施設であつて溶接をするものに関する溶接の方法を除く。次項及び第三項において同じ。  
）について通商産業大臣の認可を受けなければならない。使用済燃料貯蔵施設を変更する場合における当該使用済燃料貯蔵施設についても、同様とする。

2 使用済燃料貯蔵事業者は、前項の認可を受けた使用済燃料貯蔵施設に関する設計及び工事の方法を変更しようとするときは、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣の認可を受けなければならない。ただし、その変更が通商産業省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

3 通商産業大臣は、前二項の認可の申請に係る設計及び工事の方法が次の各号に適合していると認めるときは、前二項の認可をしなければならない。

一 第四十三条の四第一項若しくは前条第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものであること。

二 通商産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

（使用前検査）

第四十三条の九 使用済燃料貯蔵事業者は、通商産業省令で定めるところにより、使用済燃料貯蔵施設の工

事（次条第一項に規定する使用済燃料貯蔵施設であつて溶接をするものの溶接を除く。次項において同じ。）及び性能について通商産業大臣の検査を受け、これに合格した後でなければ、使用済燃料貯蔵施設を使用してはならない。使用済燃料貯蔵施設を変更する場合における当該使用済燃料貯蔵施設についても、同様とする。

2 前項の検査においては、使用済燃料貯蔵施設が次の各号に適合しているときは、合格とする。

一 その工事が前条の認可を受けた設計及び方法に従つて行われていること。

二 その性能が通商産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

（溶接の方法及び検査）

第四十三条の十 使用済燃料の貯蔵に使用する容器その他の通商産業省令で定める使用済燃料貯蔵施設であつて溶接をするものについては、通商産業省令で定めるところにより、その溶接につき通商産業大臣の検査を受け、これに合格した後でなければ、使用済燃料貯蔵事業者は、これを使用してはならない。ただし、第四項に定める場合及び通商産業省令で定める場合は、この限りでない。

2 前項の検査を受けようとする者は、通商産業省令で定めるところにより、その溶接の方法について通商

産業大臣の認可を受けなければならない。

3 第一項の検査においては、その溶接が次の各号に適合しているときは、合格とする。

一 前項の認可を受けた方法に従つて行われていること。

二 通商産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

4 溶接をした第一項に規定する使用済燃料貯蔵施設であつて輸入したものについては、通商産業省令で定めるところにより、その溶接につき通商産業大臣の検査を受け、これに合格した後でなければ、使用済燃料貯蔵事業者は、これを使用してはならない。

5 前項の検査においては、その溶接が第三項第二号の技術上の基準に適合しているときは、合格とする。

(定期検査)

第四十三条の十一 使用済燃料貯蔵事業者は、通商産業省令で定めるところにより、使用済燃料貯蔵施設のうち政令で定めるものの性能について、一年以上であつて通商産業省令で定める期間ごとに通商産業大臣が行う検査を受けなければならない。

2 前項の検査は、その使用済燃料貯蔵施設の性能が通商産業省令で定める技術上の基準に適合しているか

どうかについて行う。

(事業開始等の届出)

第四十三条の十二 使用済燃料貯蔵事業者は、その事業を開始し、休止し、又は再開したときは、それぞれその日から十五日以内に、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(貯蔵計画)

第四十三条の十三 使用済燃料貯蔵事業者は、通商産業省令で定めるところにより、使用済燃料貯蔵施設の貯蔵計画を作成し、通商産業大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

(合併)

第四十三条の十四 使用済燃料貯蔵事業者である法人の合併の場合（使用済燃料貯蔵事業者である法人と使用済燃料貯蔵事業者でない法人が合併する場合において、使用済燃料貯蔵事業者である法人が存続するるときを除く。）において当該合併について通商産業大臣の認可を受けたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、使用済燃料貯蔵事業者の地位を承継する。

2 第四十三条の五第一項第一号から第三号まで及び第二項並びに第四十三條の六の規定は、前項の認可に

準用する。

(相続)

第四十三條の十五 使用済燃料貯蔵事業者について相続があつたときは、相続人は、使用済燃料貯蔵事業者の地位を承継する。

2 前項の規定により使用済燃料貯蔵事業者の地位を承継した相続人は、相続の日から三十日以内に、その事実を証する書面を添えて、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(許可の取消し等)

第四十三條の十六 通商産業大臣は、使用済燃料貯蔵事業者が正当な理由がないのに、通商産業省令で定める期間内にその事業を開始せず、又は引き続き一年以上その事業を休止したときは、第四十三條の四第一項の許可を取り消すことができる。

2 通商産業大臣は、使用済燃料貯蔵事業者が次の各号の一に該当するときは、第四十三條の四第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその事業の停止を命ずることができる。

一 第四十三條の六第一号から第四号までの一に該当するに至つたとき。

二 第四十三條の七第一項の規定により許可を受けなければならない事項を許可を受けなかったとき。

三 第四十三條の十九の規定による命令に違反したとき。

四 第四十三條の二十第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

五 第四十三條の二十四の規定による命令に違反したとき。

六 第四十三條の二十五第一項の規定に違反したとき。

七 第四十三條の二十五第二項において準用する第四十三條の三第三項の規定による命令に違反したとき。

八 第四十三條の二十五第二項において準用する第四十三條の三第四項の規定に違反したとき。

九 第四十三條の二十六第一項の規定に違反したとき。

十 第四十三條の二十六第二項において準用する第四十三條の五の規定による命令に違反したとき。

十一 第五十八條の二の規定に違反したとき。

十二 第五十九條の二第二項の規定に違反し、又は同条第四項の規定による命令に違反したとき。

十三 第五十九條の三第二項の規定に違反したとき。

十四 第六十一条の八第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

十五 第六十二条第一項又は第二項の条件に違反したとき。

十六 原子力損害の賠償に関する法律第六条の規定に違反したとき。

(記録)

第四十三条の十七 使用済燃料貯蔵事業者は、通商産業省令で定めるところにより、使用済燃料の貯蔵の事業の実施に関し通商産業省令で定める事項を記録し、これをその事業所に備えて置かなければならない。

(保安及び特定核燃料物質の防護のために講ずべき措置)

第四十三条の十八 使用済燃料貯蔵事業者は、次の事項について、通商産業省令で定めるところにより、保安のために必要な措置を講じなければならない。

一 使用済燃料貯蔵施設の保全

二 使用済燃料貯蔵設備の操作

三 使用済燃料の運搬（使用済燃料貯蔵施設を設置した事業所において行われるものに限る。次条第一項

において同じ。）又は使用済燃料によつて汚染された物の運搬、貯蔵若しくは廃棄（運搬及び廃棄にあつては、使用済燃料貯蔵施設を設置した事業所において行われる運搬又は廃棄に限る。次条第一項において同じ。）

2 使用済燃料貯蔵事業者は、使用済燃料によつて汚染された物を使用済燃料貯蔵施設を設置した事業所の外において廃棄する場合においては、総理府令で定めるところにより、保安のために必要な措置を講じなければならない。

3 使用済燃料貯蔵事業者は、使用済燃料貯蔵施設を設置した事業所において特定核燃料物質を取り扱う場合で政令で定める場合には、通商産業省令で定めるところにより、防護措置を講じなければならない。

（施設の使用の停止等）

第四十三条の十九 通商産業大臣は、使用済燃料貯蔵施設の性能が第四十三條の十一第二項の技術上の基準に適合していないと認めるとき、又は使用済燃料貯蔵施設の保全、使用済燃料貯蔵設備の操作若しくは使用済燃料の運搬若しくは使用済燃料によつて汚染された物の運搬、貯蔵若しくは廃棄に関する措置が前条第一項の規定に基づく通商産業省令の規定に違反していると認めるときは、使用済燃料貯蔵事業者に対し



、使用済燃料貯蔵施設の使用の停止、改造、修理又は移転、使用済燃料貯蔵設備の操作の方法の指定その他保安のために必要な措置を命ずることができる。

2 内閣総理大臣は、使用済燃料によつて汚染された物の廃棄に関する措置が前条第二項の規定に基づく総理府令に違反していると認めるときは、使用済燃料貯蔵事業者に対し、廃棄の停止その他保安のために必要な措置を命ずることができる。

3 通商産業大臣は、防護措置が前条第三項の規定に基づく通商産業省令の規定に違反していると認めるときは、使用済燃料貯蔵事業者に対し、是正措置等を命ずることができる。

#### (保安規定)

第四十三条の二十 使用済燃料貯蔵事業者は、通商産業省令で定めるところにより、保安規定を定め、事業開始前に、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 通商産業大臣は、保安規定が使用済燃料又は使用済燃料によつて汚染された物による災害の防止上十分でないとき、前項の認可をしてはならない。

3 通商産業大臣は、使用済燃料又は使用済燃料によつて汚染された物による災害の防止のため必要がある

と認めるときは、使用済燃料貯蔵事業者に対し、保安規定の変更を命ずることができる。

4 使用済燃料貯蔵事業者及びその従業者は、保安規定を守らなければならない。

（使用済燃料貯蔵施設の解体）

第四十三条の二十一 使用済燃料貯蔵事業者（第六十六条第一項に規定する者のうち使用済燃料貯蔵事業者に係る者を含む。次項において同じ。）は、使用済燃料貯蔵施設を解体しようとするときは、通商産業省令で定めるところにより、あらかじめ通商産業大臣に届け出なければならない。

2 通商産業大臣は、前項の規定による届出があつた場合において、必要があると認めるときは、使用済燃料貯蔵事業者に対し、使用済燃料貯蔵施設の解体の方法の指定、使用済燃料による汚染の除去その他使用済燃料又は使用済燃料によつて汚染された物による災害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

（使用済燃料取扱主任者）

第四十三条の二十二 使用済燃料貯蔵事業者は、使用済燃料の取扱いに関して保安の監督を行わせるため、通商産業省令で定めるところにより、第二十二條の三第一項の核燃料取扱主任者免状を有する者その他の

通商産業省令で定める資格を有する者のうちから、使用済燃料取扱主任者を選任しなければならない。

2 使用済燃料貯蔵事業者は、前項の規定により使用済燃料取扱主任者を選任したときは、選任した日から三十日以内に、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

（使用済燃料取扱主任者の義務等）

第四十三条の二十三 使用済燃料取扱主任者は、使用済燃料の貯蔵の事業における使用済燃料の取扱いに関し、誠実にその職務を遂行しなければならない。

2 使用済燃料の貯蔵の事業において使用済燃料の取扱いに従事する者は、使用済燃料取扱主任者がその取扱いに関して保安のためにする指示に従わなければならない。

（使用済燃料取扱主任者の解任命令）

第四十三条の二十四 通商産業大臣は、使用済燃料取扱主任者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したときは、使用済燃料貯蔵事業者に対し、使用済燃料取扱主任者の解任を命ずることができる。

（核物質防護規定）

第四十三条の二十五 使用済燃料貯蔵事業者は、第四十三条の十八第三項に規定する場合には、通商産業省

令で定めるところにより、核物質防護規定を定め、特定核燃料物質の取扱いを開始する前に、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 第十二条の二第二項から第四項までの規定は、前項の核物質防護規定について準用する。この場合において、これらの規定中「内閣総理大臣及び通商産業大臣」とあるのは「通商産業大臣」と、「製錬事業者」とあるのは「使用済燃料貯蔵事業者」と読み替えるものとする。

（核物質防護管理者）

第四十三条の二十六 使用済燃料貯蔵事業者は、第四十三条の十八第三項に規定する場合には、特定核燃料物質の防護に関する業務を統一的に管理させるため、通商産業省令で定めるところにより、特定核燃料物質の取扱い等の知識等について通商産業省令で定める要件を備える者のうちから、核物質防護管理者を選任しなければならない。

2 第十二条の三第二項、第十二条の四及び第十二条の五の規定は、前項の核物質防護管理者について準用する。この場合において、これらの規定中「製錬事業者」とあるのは「使用済燃料貯蔵事業者」と、「内閣総理大臣及び通商産業大臣」とあるのは「通商産業大臣」と、「製錬施設」とあるのは「使用済燃料貯

蔵施設」と読み替えるものとする。

第五十一条の二第一項中「外国原子力船運航者」の下に、「使用済燃料貯蔵事業者」を、「原子炉施設」の下に、「使用済燃料貯蔵施設」を加え、「同条第二項第九号」を「同条第二項第七号に規定する使用施設に付随する同項第九号」に改める。

第五十七条の見出し中「保管」を「貯蔵」に改め、同条第一項中「保管する」を「貯蔵する」に改める。

第五十八条の二中「外国原子力船運航者」の下に、「使用済燃料貯蔵事業者」を、「原子炉施設」の下に「使用済燃料貯蔵施設」を、「第三十五条第二項」の下に「第四十三条の十八第二項」を加える。

第五十九条の二第一項及び第五十九条の三第一項中「外国原子力船運航者」の下に、「使用済燃料貯蔵事業者」を加える。

第六十条の見出しを「（受託貯蔵者）」に改め、同条第一項中「保管を」を「核燃料物質の貯蔵（使用済燃料の貯蔵を除く。）を」に、「この条において「保管者」を」（「受託貯蔵者」に、「核燃料物質を保管する」を「当該核燃料物質を貯蔵する」に改め、同条第二項中「保管者」を「受託貯蔵者」に、「保管する」を「貯蔵する」に改め、同条第三項中「保管者」を「受託貯蔵者」に、「保管」を「貯蔵」に改める。

第六十一条の二の二第一項第一号中「外国原子力船運航者」の下に、「使用済燃料貯蔵事業者」を加える。

「第六章の二 国際規制物資の使用に関する規制」を「第六章の二 国際規制物資の使用等に関する規制等」に改める。

第六十一条の三の前に次の節名を付する。

#### 第一節 国際規制物資の使用等に関する規制

第六十一条の二第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 使用済燃料貯蔵事業者は、国際規制物資を貯蔵しようとする場合には、総理府令で定めるところにより、あらかじめ、その貯蔵する国際規制物資の種類及び数量並びに予定される貯蔵の期間を内閣総理大臣に届け出なければならない。

第六十一条の七中「使用している者」の下に「国際規制物資を貯蔵している使用済燃料貯蔵事業者及び」を加え、「並びに第六十八条第七項及び第八項」を「及び第六十八条第十項から第十三項まで」に改め、「使用」の下に「使用済燃料貯蔵事業者による国際規制物資の貯蔵及び」を、「事業所」の下に「（船舶に設置する原子炉に係る場合にあつては、その船舶。第六十一条の八の二第二項第一号、第六十一条の二十

三の七第三項、第六十八條（第二項を除く。）及び第七十一條第三項において同じ。」を加える。

第六十一条の八第一項中「及び同条第五項」を「並びに同条第五項及び第六項」に改め、「この条において」を削り、同条の次に次の一條を加える。

（保障措置検査）

第六十一条の八の二 国際規制物資使用者等は、保障措置協定に基づく保障措置の実施に必要な範囲内において総理府令で定めるところにより、国際規制物資の計量及び管理の状況について、内閣総理大臣が定期に行う検査を受けなければならない。

2 前項の検査（以下「保障措置検査」という。）に当たつては、内閣総理大臣の指定するその職員は、次に掲げる事項であつて総理府令で定めるものを行うことができる。

一 事務所又は工場若しくは事業所への立入り

二 帳簿、書類その他必要な物件の検査

三 核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること。

#### 四 国際規制物資の移動を監視するために必要な封印又は装置の取付け

3 前項第一号の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

5 何人も、第二項第四号の規定によりされた封印又は取り付けられた装置を、正当な理由がないのに、取り外し、又はき損してはならない。

第六十一条の九の次に次の一条及び節名を加える。

#### (国際特定活動の届出)

第六十一条の九の二 国際特定活動を行う者は、政令で定めるところにより、国際特定活動を開始した日から三十日以内に、内閣総理大臣に届け出なければならない。ただし、国際規制物資を使用することにより行う場合は、この限りでない。

2 前項の規定により届出をしようとする者は、次の事項を記載した書類を内閣総理大臣に提出しなければならない。



一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 国際特定活動の種類

三 国際特定活動の規模その他の概要のうち総理府令で定めるもの

四 国際特定活動を行う場所

五 予定活動期間

3 第一項の規定による届出をした者（以下「国際特定活動実施者」という。）は、前項各号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

## 第二節 指定情報処理機関

第六十一条の十六第一項中「この章」を「この節」に改める。

第六章の二中第六十一条の二十三の次に次の一節を加える。

## 第三節 指定保障措置検査等実施機関

（指定保障措置検査等実施機関）

第六十一条の二十三の二 内閣総理大臣は、総理府令で定めるところにより、その指定する者（以下「指定

「保障措置検査等実施機関」という。）に、次に掲げる業務（以下「保障措置検査等実施業務」という。）の全部又は一部を行わせることができる。

一 第六十一条の二十三の七第一項に規定する実施指示書に基づいて行う保障措置検査

二 第六十一条の八の二第二項第三号の規定により提出をさせ、若しくは第六十八条第四項の規定により収去した試料又は同条第一項の規定により収去した試料（保障措置協定又は追加議定書に基づく保障措置の実施のために収去したものに限る。）の試験及び第六十一条の八の二第二項第四号又は第六十八条第十項若しくは第十一項の規定により取り付けた装置による記録の確認

三 保障措置協定又は追加議定書に基づく保障措置の適切な実施のため必要な技術的検査に関する調査研究その他の業務であつて政令で定めるもの

（指定）

第六十一条の二十三の三 前条の指定は、保障措置検査等実施業務を行おうとする者の申請により行う。

2 前項の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書に総理府令で定める書類を添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 名称及び住所並びに代表者の氏名

二 保障措置検査等実施業務を行う事業所の所在地

三 前二号に掲げるもののほか、前条の指定に必要な事項として総理府令で定めるもの

3 内閣総理大臣は、前条の指定をしたときは、指定保障措置検査等実施機関が行う保障措置検査を行わな  
いものとする。

(指定の基準)

第六十一条の二十三の四 内閣総理大臣は、前条第一項の指定の申請があつた場合においては、その申請が  
次の各号に適合していると認めるときでなければ、第六十一条の二十三のこの指定をしてはならない。

一 総理府令で定める条件に適合する知識経験を有する者が保障措置検査を実施し、その数が総理府令で  
定める数以上であること。

二 保障措置検査等実施業務を適確に遂行するに足りる技術的能力及び経理的基礎があること。

三 民法第三十四条の規定により設立された法人であつて、その役員又は社員の構成が保障措置検査等実  
施業務の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 保障措置検査等実施業務以外の業務を行つてゐる場合には、その業務を行うことによつて保障措置検査等実施業務の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること。

五 その指定をすることによつて保障措置協定又は追加議定書に基づく保障措置の適確かつ円滑な実施を阻害することとならないこと。

(指定の欠格条項)

第六十一条の二十三の五 次の各号の一に該当する者には、第六十一条の二十三の二の指定を与えない。

一 第六十一条の二十三の十六の規定により第六十一条の二十三の二の指定を取り消され、取消しの日から二年を経過していない者

二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることのなくなつた後、二年を経過していない者

三 その業務を行う役員のうち、次のいずれかに該当する者のある者

イ 前号に該当する者

ロ 第六十一条の二十三の十一の規定による命令により解任され、解任の日から二年を経過していない

(名称等の変更)

第六十一条の二十三の六 指定保障措置検査等実施機関は、その名称、住所又は保障措置検査等実施業務を行う事業所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ内閣総理大臣に届け出なければならない。

(保障措置検査の実施)

第六十一条の二十三の七 内閣総理大臣は、指定保障措置検査等実施機関に対し、保障措置検査を行うべきことを求めようとするときは、当該保障措置検査の日時、場所その他総理府令で定める事項（第六十一条の八の二第二項第四号の規定によりされるべき封印又は取り付けられるべき装置の対象物及び位置を含む。）を記載した実施指示書を交付するものとする。この場合において、実施指示書に記載される内容は、当該保障措置検査に当たって行われるべき同項に規定する事項を明確にするものでなければならず、かつ、記載のない事項について対処する必要があるときは直ちに内閣総理大臣の指定するその職員に通報すべき旨を含むものでなければならない。

2 指定保障措置検査等実施機関は、前項の実施指示書の交付を受けたときは、当該実施指示書に記載され

た内容に従い、第六十一条の二十三の四第一号に規定する者（以下「保障措置検査員」という。）に当該保障措置検査を実施させなければならない。

3 指定保障措置検査等実施機関の保障措置検査員は、国際規制物資使用者等の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入るときは、第一項の実施指示書又はその写しを携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 指定保障措置検査等実施機関は、保障措置検査を行つたときは、遅滞なく、総理府令で定めるところにより、当該保障措置検査の結果を内閣総理大臣に通知しなければならない。

#### （業務規定）

第六十一条の二十三の八 指定保障措置検査等実施機関は、保障措置検査等実施業務に関する規定（以下この節において「業務規定」という。）を定め、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規定で定めるべき事項は、総理府令で定める。

3 内閣総理大臣は、第一項の認可をした業務規定が保障措置検査等実施業務の適確な遂行上不適当となつ

たと認めるときは、その変更を命ずることができる。

（区分経理）

第六十一条の二十三の九 指定保障措置検査等実施機関は、保障措置検査等実施業務に係る経理とその他の経理とを区分して整理しなければならない。

（交付金）

第六十一条の二十三の十 国は、予算の範囲内において、指定保障措置検査等実施機関に対し、保障措置検査等実施業務に要する費用の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

（役員の選任及び解任等）

第六十一条の二十三の十一 指定保障措置検査等実施機関の役員の選任及び解任は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 指定保障措置検査等実施機関の保障措置検査員の選任は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（解任命令）

第六十一条の二十三の十二 内閣総理大臣は、指定保障措置検査等実施機関の役員又は保障措置検査員がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又は業務規定に違反したときその他その職務を行うのに適当でないと認めるときは、その指定保障措置検査等実施機関に対し、その役員又は保障措置検査員を解任すべきことを命ずることができる。

（役員及び職員 の地位）

第六十一条の二十三の十三 保障措置検査の業務に従事する指定保障措置検査等実施機関の役員又は職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（監督命令）

第六十一条の二十三の十四 内閣総理大臣は、この節の規定を施行するために必要な限度において、指定保障措置検査等実施機関に対し、保障措置検査等実施業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（業務の休廃止）

第六十一条の二十三の十五 指定保障措置検査等実施機関は、内閣総理大臣の許可を受けなければ、保障措



置検査等実施業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

（指定の取消し等）

第六十一条の二十三の十六 内閣総理大臣は、指定保障措置検査等実施機関が次の各号の・に該当するとき  
は、第六十一条の二十三の二の指定を取り消し、又は一年以内の期間を定めて保障措置検査等実施業務の  
全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 この節の規定に違反したとき。

二 第六十一条の二十三の五第二号又は第三号に該当するに至つたとき。

三 第六十一条の二十三の八第一項の認可を受けた業務規定によらないで保障措置検査等実施業務を行つ  
たとき。

四 第六十一条の二十三の八第三項、第六十一条の二十三の十二又は第六十一条の二十三の十四の規定に  
よる命令に違反したとき。

五 不正の手段により第六十一条の二十三の二の指定を受けたとき。

六 第六十二条第一項の条件に違反したとき。

(帳簿の記載)

第六十一条の二十三の十七 指定保障措置検査等実施機関は、帳簿を備え、保障措置検査等実施業務に関し  
総理府令で定める事項を記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、総理府令で定めるところにより、保存しなければならない。

(内閣総理大臣による保障措置検査)

第六十一条の二十三の十八 内閣総理大臣は、指定保障措置検査等実施機関が第六十一条の二十三の十五の  
許可を受けて保障措置検査の業務の全部若しくは一部を休止したとき、第六十一条の二十三の十六の規定  
により指定保障措置検査等実施機関に対し保障措置検査の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、  
又は指定保障措置検査等実施機関が天災その他の事由により保障措置検査の業務の全部若しくは一部を実  
施することが困難となつた場合において必要があるときは、当該保障措置検査の業務の全部又は  
一部を自ら行うものとする。

2 内閣総理大臣が前項の規定により保障措置検査の業務の全部若しくは一部を自ら行う場合、指定保障措  
置検査等実施機関が第六十一条の二十三の十五の許可を受けて保障措置検査の業務の全部若しくは、部を

廃止する場合又は第六十一条の二十三の十六の規定により内閣総理大臣が指定保障措置検査等実施機関の指定を取り消した場合における保障措置検査の業務の引継ぎその他の必要な事項については、総理府令で定める。

(公示)

第六十一条の二十三の十九 内閣総理大臣は、次の場合には、その旨を官報で告示するものとする。

一 第六十一条の二十三の二の指定をしたとき。

二 第六十一条の二十三の六の規定による届出（名称又は住所に係るものに限り。）があつたとき。

三 第六十一条の二十三の十五の許可（保障措置検査に係るものに限り。）をしたとき。

四 第六十一条の二十三の十六の規定により指定を取り消し、又は保障措置検査の業務の全部若しくは、

部の停止を命じたとき。

五 前条第一項の規定により内閣総理大臣が保障措置検査の業務の全部若しくは一部を自ら行うものとするとき、又は自ら行っていた保障措置検査の業務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

(準用)

第六十一条の二十三の二十 第六十一条の十七、第六十一条の十八及び第六十一条の二十三の規定は、指定保障措置検査等実施機関について準用する。この場合において、第六十一条の十八中「情報処理業務」とあるのは「保障措置検査の業務」と、第六十一条の二十三第一項中「情報処理業務」とあるのは「保障措置検査等実施業務」と読み替えるものとする。

（総理府令への委任）

第六十一条の二十三の二十一 この節に定めるもののほか、指定保障措置検査等実施機関の財務及び会計その他指定保障措置検査等実施機関に関し必要な事項は、総理府令で定める。

第六十一条の二十四第四号の次に次の一号を加える。

四の二 第四十三条の十第一項又は第四項の検査 通商産業大臣

第六十一条の三十四中、「（明治四十年法律第四十五号）」を削る。

第六十二条第二項中「第二十三条第一項」の下に「、第四十三条の四第一項」を加える。

第六十三条中「外国原子力船運航者」の下に「、使用済燃料貯蔵事業者」を加え、「又は保管」を削り、「委託された者」の下に「及び受託貯蔵者」を加える。

第六十四条第一項中「外国原子力船運航者」の下に、「使用済燃料貯蔵事業者」を加え、「又は保管」を削り、「委託された者」の下に「及び受託貯蔵者」を加え、同条第三項中「原子炉施設」の下に「使用済燃料貯蔵施設」を加え、同項第二号中「保管又は」を削り、「委託された者」の下に「及び受託貯蔵者」を加え、同項に次の一号を加える。

五 使用済燃料貯蔵事業者 通商産業大臣（事業所外廃棄に係る場合にあつては内閣総理大臣、事業所外運搬に係る場合にあつては内閣総理大臣又は運輸大臣）

第六十五条第一項中「製錬事業者、加工事業者」の下に「使用済燃料貯蔵事業者」を加え、「又は国際規制物資使用者」を「国際規制物資使用者」に、「廃止した」を「廃止し、又は国際特定活動実施者が当該届出に係るすべての国際特定活動を終えた」に、「又は国際規制物資使用者は」を「国際規制物資使用者又は国際特定活動実施者は」に、「及び国際規制物資使用者」を「国際規制物資使用者及び国際特定活動実施者」に改め、「外国原子力船運航者に係る事項については運輸大臣」を削り、「又は運輸大臣」の下に「外国原子力船運航者に係る事項については運輸大臣、使用済燃料貯蔵事業者に係る事項については通商産業大臣」を加え、同条第二項中「第二十三条の二第一項」の下に「第四十三条の四第一項」を加

え、同条第三項中「第三十二条第一項の規定による承継がなかつたとき」の下に、「使用済燃料貯蔵事業者が解散し、若しくは死亡した場合において、第四十三条の十四第一項若しくは第四十三条の十五第一項の規定による承継がなかつたとき」を加え、同条第四項中「又は国際規制物資使用者」を、「国際規制物資使用者又は国際特定活動実施者」に改める。

第六十六条第一項中「第三十三条」の下に、「第四十三条の十六」を、「外国原子力船運航者」の下に「使用済燃料貯蔵事業者」を加え、「及び核原料物質使用者」を「及び国際特定活動実施者並びにこれらの者」に改め、同条第二項中「保管し」を「貯蔵し」に、「保管を委託された者」を「貯蔵を委託された者（使用済燃料貯蔵事業者を除く。）」に、「保管する」を「貯蔵する」に改め、同条第三項中「製錬、加工」の下に、「使用済燃料の貯蔵」を、「原子炉設置者」の下に「使用済燃料貯蔵事業者」を加える。

第六十七条第一項中「外国原子力船運航者」の下に、「使用済燃料貯蔵事業者」を加え、「又は国際規制物資を使用している者」を、「国際規制物資を使用している者又は国際特定活動実施者」に、「及び国際規制物資を使用している者」を、「国際規制物資を使用している者及び国際特定活動実施者」に改め、同条第二項第一号中「及び第四号」を、「第四号及び第五号」に改め、同項第二号中「第六十一条の二十四第二号

」の下に「及び第四号の二」を加え、同条に次の一項を加える。

4 内閣総理大臣は、第一項の規定による報告の徴収のほか、追加議定書の定めるところにより国際原子力機関に対して報告又は説明を行うために必要な限度において、国際規制物資を使用している者その他の者に対し、国際原子力機関からの要請に係る事項その他の政令で定める事項に関し報告をさせることができる。

第六十七条の二第一項中「科学技術庁」の下に「及び通商産業省」を加え、同条第二項中「原子力施設検査官は、」を「科学技術庁の原子力施設検査官は」に改め、「事務に」の下に「、通商産業省の原子力施設検査官は第四十三条の九から第四十三条の十一までの検査に関する事務に、それぞれ」を加える。

第六十八条第一項中「及び同条第五項」を「、同条第五項及び第六項」に、「者については」を「者並びに国際特定活動実施者については」に改め、「外国原子力船運航者」の下に「、使用済燃料貯蔵事業者」を加え、「又は国際規制物資使用者」を「、国際規制物資使用者」に、「若しくは同条第五項」を「若しくは同条第五項若しくは第六項」に、「者の事務所」を「者又は国際特定活動実施者の事務所」に改め、「（船舶に設置する原子炉に係る場合にあつては、その船舶）」を削り、同条第二項中「第二十八条の二第一項の

規定」の下に「並びに第四十三条の十第一項の規定」を加え、「同項」を「第二十八条の二第一項」に改め、「第二十八条の二第一項」の下に「第四十三条の十第一項」を加え、同条第三項中「、質問及び収去」を削り、同条第九項中「前二項」を「第十項から前項まで」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第八項中「職員」の下に「又は第六十一条の二十三の七第二項の規定により保障措置検査を行う保障措置検査員」を加え、「国際約束」を「保障措置協定」に改め、同項を同条第十二項とし、同項の次に次の二項を加える。

13 国際原子力機関の指定する者は、前項の規定による封印又は装置の取付けのほか、内閣総理大臣の指定するその職員の立会いの下に、追加議定書で定める範囲内で、国際規制物資を使用している者の工場又は事業所その他の場所内において、国際規制物資その他の物の移動を監視するために必要な封印をし、又は装置を取り付けることができる。

第六十八条第七項中「国際約束」を「保障措置協定」に改め、同項を同条第十項とし、同項の次に次の一項を加える。

11 内閣総理大臣は、前項の規定による封印又は装置の取付けのほか、追加議定書に基づく保障措置の実施



に必要な限度において、その職員に、国際規制物資を使用している者の工場又は事業所その他の場所内において、国際規制物資その他の物の移動を監視するために必要な封印をさせ、又は装置を取り付けさせることができる。

第六十八条第六項中「規定により」の下に「保障措置検査を行い、又は同条第三項の規定により」を加え、「第八項において同じ。」の「を」を「次項、第十二項及び第十三項において同じ。」又は第六十一条の十二の七第二項の規定により保障措置検査を行う保障措置検査員の」に、「及び同条第五項」を「又は同条第五項若しくは第六項」に改め、「（原子炉を船舶に設置する場合にあつては、その船舶。次項及び第八項において同じ。）」を削り、同項を同条第七項とし、同項の次に次の二項を加える。

8 国際原子力機関の指定する者は、前項の規定による立入検査のほか、内閣総理大臣の指定するその職員（政令で定める場合にあつては、内閣総理大臣の指定するその職員及び外務大臣の指定するその職員。第十三項において同じ。）の立会いの下に、追加議定書で定める範囲内において、国際規制物資使用者等の事務所又は工場若しくは事業所その他の場所であつて国際原子力機関が指定するものに立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査し、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質そ

の他の必要な試料を収去することができる。

9 第五項の規定は、前項の規定により外務大臣の指定するその職員が立ち会う場合について準用する。

第六十八条第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 内閣総理大臣は、第一項の規定による立入検査のほか、追加議定書の定めるところにより国際原子力機関に対して説明を行い、又は第八項の規定による立入検査の実施を確保するために必要な限度において、その職員に、国際規制物資使用者等の事務所又は工場若しくは事業所その他の場所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

第六十八条の二第二項中「前条第四項及び第五項」を「前条第五項及び第六項」に改める。

第六十九条第一項中「第三十三條第二項」の下に「、第四十二條の十六第二項」を加え、同条第二項中「、第四十三條の三第二項」の下に「、第四十三條の二十六第二項」を、「第四十一條第三項」の下に「、第四十三條の十六」を、「第六十一條の二十一」の下に「、第六十一條の二十三の十六」を加える。

第七十条第一項中「規定により」の下に「指定保障措置検査等実施機関が行う保障措置検査の業務に係る処分又は」を加え、「又は確認」を「若しくは確認」に、「又はその」を「若しくはその」に改め、「者は、」の下に「指定保障措置検査等実施機関が行う処分については内閣総理大臣に、指定検査機関等が行う処分又はその不作為については」を加え、「内閣総理大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第七十一条第二項中「（船舶に設置する原子炉に係る場合にあつては、その船舶）」を削り、同条第三項中「第六十八条第四項及び第五項」を「第六十八条第五項及び第六項」に改め、同条第八項中「第三十六条第二項」の下に、「第四十三条の十九第二項」を加え、「又は発電」を「発電」に改め、「供する原子がに係る原子炉設置者」の下に「又は使用済燃料貯蔵事業者」を加え、同条第九項中「供する原子がに係る原子炉設置者」の下に「又は使用済燃料貯蔵事業者」を加え、同条第十項中「実用発電用原子がに係る原子炉設置者」の下に「若しくは使用済燃料貯蔵事業者」を加え、同条第十二項中「第四十三条の規定により原子炉主任技術者の解任を命じた」を「第四十三条又は第四十三条の二十四の規定（運輸大臣にあつては、第四十三条の規定）による命令をした」に改める。

第七十二条第一項中「又は第三十五条第三項」を「第三十五条第三項」に、「原子炉設置者」を「原子

炉設置者」に改め、「あつては運輸大臣に」の下に「、又は第四十三條の十八第三項、第四十三條の二十五第一項、同條第二項において準用する第十二條の二第三項若しくは第四十三條の二十六第一項の規定の運用に関し通商産業大臣に、それぞれ」を加え、同條第二項中「第三十九條第一項若しくは第二項」の下に「、第四十三條の四第一項、第四十三條の七第三項」を、「第三十三條」の下に「、第四十三條の十六」を、「第四十三條の二第一項」の下に「、第四十三條の二十五第一項」を、「第四十三條の三第二項」の下に「、第四十三條の二十六第二項」を、「國際規制物資使用者」の下に「又は國際特定活動実施者」を加える。

第七十四條中「含む」の下に「、次項において同じ」を加え、同條に次の一項を加える。

2 前項に規定するもののほか、國際規制物資の範圍が國際約束の定める手続により変更された場合又は追加議定書附属書Iに掲げる活動が追加議定書の定める手続により変更された場合においては、政令で、その変更に伴い合理的に必要と判断される範圍内において、所要の経過措置を定めることができる。

第七十四條の二第三項中「第六十八條第四項及び第五項」を「第六十八條第五項及び第六項」に改め、同項を同條第四項とし、同條第二項中「及び第七項」を「、第四項、第十項及び第十一項」に改め、同項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 保障措置検査は、政令で定めるところにより、通商産業省又は運輸省の職員に行わせることができる。

第七十五条第一項第二号中「若しくは第二項」の下に「、第四十三条の四第一項、第四十三条の七第一項」を加え、同項第四号中「第二十七条第一項若しくは第二項」の下に「、第四十三条の八第一項若しくは第二項」を加え、同項第五号中「第二十九条第一項」の下に「、第四十三条の九第一項、第四十三条の十第一項若しくは第四項、第四十三条の十一第一項」を加える。

第七十七条第二号中「第二十条第二項」の下に「、第四十三条の十六第二項」を加え、同条第六号の次に次の一号を加える。

六の二 第四十三条の四第一項の許可を受けないで使用済燃料の貯蔵の事業を行つた者

第七十八条第一号の二中「第四十三条の三第一項」の下に「、第四十三条の二十六第一項」を加え、同条第五号の二を同条第五号の五とし、同条第五号の次に次の二号を加える。

五の二 第四十三条の七第一項の規定による許可を受けない事項について、同項の許可を受けないで第四十三条の四第二項第二号から第四号まで又は第六号に掲げる事項を変更した者

五の三 第四十三条の九第一項又は第四十三条の十第一項若しくは第四項の規定に違反して使用済燃料貯

## 蔵施設を使用した者

五の四 第四十三条の二十二第一項の規定に違反した者

第七十八条の二中「第六十一条の十八」の下に「（第六十一条の二十三の二十において準用する場合を含む。）」を加える。

第七十八条の三中「情報処理業務」の下に「、第六十一条の二十三の十六の規定による保障措置検査等実施業務」を、「指定情報処理機関」の下に「、指定保障措置検査等実施機関」を加える。

第七十九条第一号中「第三項まで」の下に「、第四十二条の十九第一項から第三項まで」を加え、同条第二号中「第三十七条第一項」の下に「、第四十二条の二十第一項」を加え、同条第三号中「第三十七条第三項」の下に「、第四十三条の二十第三項」を加え、同条第四号中「第四十二条の第一項」の下に「、第四十三条の二十五第一項」を加え、同条第五号中「第四十三条の二第二項」の下に「、第四十三条の二十五第二項」を加え、同条第七号の次に次の一号を加える。

七の二 第四十三条の二十一第一項の規定による届出をしないで使用済燃料貯蔵施設を解体し、又は同条

第二項の規定による命令に違反した者

第八十条第一号中「第三十四条」の下に「、第四十三条の十七」を加え、同条第二号中「又は同条第五項」を「同条第五項の規定による届出をしないで国際規制物資を貯蔵し、又は同条第六項」に改め、同条第三号の次に次の二号を加える。

三の二 第六十一条の八の二第二項の規定による立入り、検査又は試料の提出を拒み、妨げ、又は忌避した者

三の三 第六十一条の八の二第五項又は第六十八条第十四項の規定に違反した者

第八十条第四号中「第六十三条」を「第六十一条の九の二第一項若しくは第三項、第六十三条」に改め、同条第五号中「若しくは第三項」を「、第三項若しくは第四項」に改め、同条第六号中「、第二項、第三項又は第六項」を「から第四項まで又は第七項」に改め、同条第七号を次のように改める。

七 第六十八条第八項の規定による立入り、検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者

第八十条の三を第八十条の四とし、第八十条の二の次に次の一条を加える。

第八十条の三 次の各号の一に掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした指定保障措置検査等実施機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第六十一条の二十三の十五の許可を受けないで保障措置検査等実施業務の全部を廃止したとき。

二 第六十一条の二十三の十七第一項の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

三 第六十一条の二十三の十七第二項の規定に違反して帳簿を保存しなかつたとき。

四 第六十一条の二十三の二十において準用する第六十一条の二十三第一項の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

五 第六十一条の二十三の二十において準用する第六十一条の二十三第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第八十二条第一号中「第十七条」の下に「、第四十三条の十二」を加え、同条第二号中「第四十三条の第二項」の下に「、第四十三条の二十六第二項」を加え、同条第五号中「第三十条」の下に「、第四十三条の十三」を加え、同条第七号の次に次の一号を加える。

七の二 第四十三条の二十二第二項の規定による届出を怠つた者

第八十三条中「第三十二条第二項」の下に「、第四十三条の七第二項、第四十三条の十五第二項」を加え



## 附 則

### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 目次の改正規定（第四章に係る部分に限る。）、第一条の改正規定（「加工」の下に「、貯蔵」を加える部分に限る。）、第四章の次に一章を加える改正規定、第五十一条の二第一項、第五十七條から第六十一条の二の二まで及び第六十一条の三の改正規定、第六十一条の七の改正規定（「使用している者」の下に「国際規制物資を貯蔵している使用済燃料貯蔵事業者及び」を加える部分及び「使用（二）の下に「使用済燃料貯蔵事業者による国際規制物資の貯蔵及び」を加える部分に限る。）、第六十・條の下に「使用済燃料貯蔵事業者による国際規制物資の貯蔵及び」を加える部分に限る。）、第六十一條の改正規定（「及び同条第五項」を「並びに同条第五項及び第六項」に改める部分に限る。）、第六十一條の二十四、第六十二条第二項、第六十三条及び第六十四条の改正規定、第六十五条第一項の改正規定（「製錬事業者、加工事業者」の下に「、使用済燃料貯蔵事業者」を加える部分、）、外国

原子力船運航者に係る事項については運輸大臣」を削る部分及び「又は運輸大臣」の下に「、外国原子力船運航者に係る事項については運輸大臣、使用済燃料貯蔵事業者に係る事項については通商産業大臣」を加える部分に限る。）、同条第二項及び第三項の改正規定、第六十六條の改正規定（同条第一項中「及び核原料物質使用者」を「及び国際特定活動実施者並びにこれらの者」に改める部分を除く。）、第六十七條第一項の改正規定（「外国原子力船運航者」の下に「、使用済燃料貯蔵事業者」を加える部分に限る。）、同条第二項及び第六十七條の二の改正規定、第六十八條第一項の改正規定（「及び同条第五項」を「、同条第五項及び第六項」に改める部分、「外国原子力船運航者」の下に「、使用済燃料貯蔵事業者」を加える部分及び「若しくは同条第五項」を「若しくは同条第五項若しくは第六項」に改める部分に限る。）、同条第二項の改正規定、同条第六項の改正規定（「及び同条第五項」を「又は同条第五項若しくは第六項」に改める部分に限る。）、第六十九條の改正規定（同条第二項中「第六十一條の二十一」の下に「、第六十一條の二十三の十六」を加える部分を除く。）、第七十條の改正規定（同条第二項及び第三項に係る部分を除く。）、第七十二條の改正規定（同条第二項中「国際規制物資使用者」の下に「又は国際特定活動実施者」を加える部分を除く。）、第七十五條第一項、第七十七條

、第七十八条、第七十九条、第八十条第一号及び第二号、第八十一条並びに第八十二条の改正規定並びに附則第三条の規定 公布の日から起算して一年を経過した日

## 二 附則第四条の規定 公布の日

### （経過措置）

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「新法」という。）第二条第十一項の国際特定活動を行っている者についての新法第六十一条の九の二第一項の規定の適用については、同項中「国際特定活動を開始した日」とあるのは、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成十一年法律第 号）の施行の日」とする。

第三条 附則第一条第一号に定める日が核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成九年法律第八十号）の施行の日以後である場合には、第六十七条の二の改正規定中「第六十七条の二第一項」とあるのは、「第六十七条の三第一項」とする。

（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

第四条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成九年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第六十七条に二項を加える改正規定を次のように改める。

第六十七条の二を第六十七条の三とし、第六十七条の次に次の一条を加える。

第六十七条の二 内閣総理大臣は、包括的核実験禁止条約（以下「条約」という。）により設立される包括的核実験禁止条約機関（以下単に「包括的核実験禁止条約機関」という。）又は条約の締約国たる外国の政府（以下「締約国政府」という。）から条約の定めるところにより要請があつた場合にあつては、包括的核実験禁止条約機関又は当該締約国政府に対して説明を行うために必要な限度において、核燃料物質を取り扱う者その他の者に対し、その要請に係る事項に関し報告をさせることができる。

2 内閣総理大臣は、第六十八条の三第一項の規定による撮影、測定、観測、調査又は収去が行われた場合にあつては、包括的核実験禁止条約機関に対して説明を行うために必要な限度において、関係者に対し、当該撮影、測定、観測、調査又は収去の対象となつた土地等に関し報告をさせることができる。

第八十条の改正規定を次のように改める。

第八十条第五号の次に次の一号を加える。

五の二 第六十七条の二第一項若しくは第二項の報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第八十条に次の二号を加える。

八 第六十八条の二第一項の規定による立入り、撮影、測定、観測、調査又は収去を拒み、妨げ、又は

忌避した者

九 第六十八条の二第二項の規定による立会いを拒み、妨げ、又は忌避した者

## 理 由

核兵器の不拡散に関する条約第三条1及び4の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定の追加議定書の的確かつ円滑な実施を確保するため、国際特定活動の届出制度を設ける等国際原子力機関に対する報告又は説明のための措置等を講ずるとともに、指定保障措置検査等実施機関に保障措置検査等を行わせることができることとするほか、使用済燃料の貯蔵について十分な安全の確保を図りつつこれを計画的に進めるため、使用済燃料の貯蔵の事業について許可制度を設けその規制に関し所要の規定の整備を行う等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）

## 改 正 案

## 現 行

## 目次

## 第一章～第三章（略）

## 第四章 原子炉の設置、運転等に関する規制（第二十三条―第四

## 十三条の三）

## 第四章の二 貯蔵の事業に関する規制（第四十三条の四―第四十

## 三条の二十六）

## 第五章～第六章（略）

## 第六章の二 国際規制物資の使用等に関する規制等

## 第一節 国際規制物資の使用等に関する規制（第六十一条の三

## ―第六十一条の九の二）

## 第二節 指定情報処理機関（第六十一条の十、第六十一条の二

## 十三）

## 第三節 指定保障措置検査等実施機関（第六十一条の二十三の

## 二―第六十一条の二十三の二十一）

## 第六章の三～第九章（略）

## 附則

## 第一章 総則

## （目的）

第一条 この法律は、原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）の精神にのっとり、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の利用が平和の目的に限られ、かつ、これらの利用が計画的に行われる

## 目次

## 第一章～第三章（略）

## 第四章 原子炉の設置、運転等に関する規制（第二十三条―第四

## 十三条の二）

## 第五章～第六章（略）

## 第六章の二 国際規制物資の使用に関する規制（第六十一条の三

## ―第六十一条の二十三）

第六章の三～第九章（略）  
附則

## 第一章 総則

## （目的）

第一条 この法律は、原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）の精神にのっとり、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の利用が平和の目的に限られ、かつ、これらの利用が計画的に行われる

ことを確保するとともに、これらによる災害を防止し、及び核燃料物質を防護して、公共の安全を図るために、製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉の設置及び運転等に関する必要な規制等を行うほか、原子力の研究、開発及び利用に関する条約その他の国際約束を実施するために、国際規制物質の使用等に関する必要な規制等を行うことを目的とする。

(定義)

第二条

1 8 (略)

9 この法律において「国際規制物質」とは、核兵器の不正散に関する条約第三条1及び4の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定（以下「保障措置協定」という。）その他の日本国政府と一の外国政府（国際機関を含む。）との間の原子力の研究、開発及び利用に関する国際約束（核兵器の不正散に関する条約第三条1及び4の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定の追加議定書（以下単に「追加議定書」という。）を除く。以下単に「国際約束」という。）に基づく保障措置の適用その他の規制を受ける核原料物質、核燃料物質、原子炉その他の資材又は設備をいう。

10 (略)

11 この法律において「国際特定活動」とは、追加議定書附屬書Iに掲げる活動をいう。

第四章の二 貯蔵の事業に関する規制

(事業の許可)

第四十三条の四 使用済燃料（実用発電用原子炉その他その運転に伴い原子炉施設内の貯蔵設備の貯蔵能力を超える使用済燃料が生ずるおそれがある原子炉として政令で定めるものに係るものに限

ことを確保するとともに、これらによる災害を防止し、及び核燃料物質を防護して、公共の安全を図るために、製錬、加工、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉の設置及び運転等に関する必要な規制等を行うほか、原子力の研究、開発及び利用に関する条約その他の国際約束を実施するために、国際規制物質の使用に関する必要な規制等を行うことを目的とする。

(定義)

第二条

1 8 (略)

9 この法律において「国際規制物質」とは、原子力の研究、開発及び利用に関する条約その他の国際約束（以下単に「国際約束」という。）に基づく保障措置の適用その他の規制を受ける核原料物質、核燃料物質、原子炉その他の資材又は設備をいう。

10 (略)



る。以下この章並びに第六十条第一項、第六十六条第三項及び第七十七条第六号の二において同じ。」の貯蔵（原子炉設置者、外国原子力船運航者、再処理事業者及び第五十二条第一項の許可を受けた者が原子炉施設、再処理施設又は同条第二項第七号に規定する使用施設に付随する同項第八号に規定する貯蔵施設において行うものを除くものとし、その貯蔵能力が政令で定める貯蔵能力以上である貯蔵設備（以下「使用済燃料貯蔵設備」という。）において行うものに限る。以下単に「使用済燃料の貯蔵」という。）の事業を行おうとする者は、政令で定めるところにより、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 使用済燃料貯蔵設備及びその附属施設（以下「使用済燃料貯蔵施設」という。）を設置する事業所の名称及び所在地

三 貯蔵する使用済燃料の種類及び貯蔵能力

四 使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備並びに貯蔵の方法

五 使用済燃料貯蔵施設の工事計画

六 貯蔵の終了後における使用済燃料の搬出の方法

3 通商産業大臣は、第一項の政令のうち原子炉及び貯蔵能力を定めるものの制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ原子力委員会及び原子力安全委員会の意見を聴き、これを十分に尊重してしなければならない。

（許可の基準）

第四十三条の五 通商産業大臣は、前条第一項の許可の申請があつた場合においては、その申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 使用済燃料貯蔵施設が平和の目的以外に利用されるおそれが

ないこと。

二 その許可をすることによつて原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。

三 その事業を適確に遂行するに足りる技術的能力及び経理的基礎があること。

四 使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備が使用済燃料又は使用済燃料によつて汚染された物による災害の防止上支障がないものであること。

2 通商産業大臣は、前条第一項の許可をする場合においては、あらかじめ、前項第一号、第二号及び第三号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する基準の適用については原子力委員会、同項第三号（技術的能力に係る部分に限る。）及び第四号に規定する基準の適用については原子力安全委員会の意見を聴き、これを十分に尊重してしなければならない。

（許可の欠格条項）

第四十三條の六 次の各号の一に該当する者には、第四十三條の四第一項の許可を与えない。

一 第四十三條の十六第二項の規定により第四十三條の四第一項の許可を取り消され、取消しの日から二年を経過していない者

二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた後、二年を経過していない者

三 禁治産者

四 法人であつて、その業務を行う役員のうち前三号の一に該当する者のあるもの

（変更の許可及び届出）

第四十三條の七 第四十三條の四第一項の許可を受けた者（以下「使用済燃料貯蔵事業者」という。）は、同条第二項第二号から第

四号まで又は第六号に掲げる事項を変更しようとするときは、政令で定めるところにより、通商産業大臣の許可を受けなければならない。ただし、同項第二号に掲げる事項のうち事業所の名称のみを変更しようとするときは、この限りでない。

2 使用済燃料貯蔵事業者は、第四十三条の十五第一項に規定する場合を除き、第四十三条の四第二項第一号又は第五号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から三十日以内に、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。同項第二号に掲げる事項のうち事業所の名称のみを変更したときも、同様とする。

3 第四十三条の五の規定は、第一項の許可に準用する。

（設計及び工事の方法の認可）

第四十三条の八 使用済燃料貯蔵事業者は、通商産業省令で定めるところにより、使用済燃料貯蔵施設の工事に着手する前に、使用済燃料貯蔵施設に関する設計及び工事の方法（第四十三条の十第一項に規定する使用済燃料貯蔵施設であつて溶接をするものに関する溶接の方法を除く。次項及び第三項において同じ。）について通商産業大臣の認可を受けなければならない。使用済燃料貯蔵施設を変更する場合における当該使用済燃料貯蔵施設についても同様とする。

2 使用済燃料貯蔵事業者は、前項の認可を受けた使用済燃料貯蔵施設に関する設計及び工事の方法を変更しようとするときは、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣の認可を受けなければならない。ただし、その変更が通商産業省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

3 通商産業大臣は、前二項の認可の申請に係る設計及び工事の方法が次の各号に適合していると認めるときは、前二項の認可をしなければならない。

一 第四十三条の四第一項若しくは前条第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるもので

あること。

二 通商産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

（使用前検査）

第四十三条の九 使用済燃料貯蔵事業者は、通商産業省令で定めるところにより、使用済燃料貯蔵施設の工事（次条第一項に規定する使用済燃料貯蔵施設であつて溶接をするものの溶接を除く。次項において同じ。）及び性能について通商産業大臣の検査を受け、これに合格した後でなければ、使用済燃料貯蔵施設を使用してはならない。使用済燃料貯蔵施設を変更する場合における当該使用済燃料貯蔵施設についても、同様とする。

2 前項の検査においては、使用済燃料貯蔵施設が次の各号に適合しているときは、合格とする。

一 その工事が前条の認可を受けた設計及び方法に従つて行われていること。

二 その性能が通商産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

（溶接の方法及び検査）

第四十三条の十 使用済燃料の貯蔵に使用する容器その他の通商産業省令で定める使用済燃料貯蔵施設であつて溶接をするものについては、通商産業省令で定めるところにより、その溶接につき通商産業大臣の検査を受け、これに合格した後でなければ、使用済燃料貯蔵事業者は、これを使用してはならない。ただし、第四項に定める場合及び通商産業省令で定める場合は、この限りでない。

2 前項の検査を受けようとする者は、通商産業省令で定めるところにより、その溶接の方法について通商産業大臣の認可を受けなければならない。

3 第一項の検査においては、その溶接が次の各号に適合しているときは、合格とする。

一 前項の認可を受けた方法に従つて行われていること。

二 通商産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

4 溶接をした第一項に規定する使用済燃料貯蔵施設であつて輸入したものについては、通商産業省令で定めるところにより、その溶接につき通商産業大臣の検査を受け、これに合格した後でなければ、使用済燃料貯蔵事業者は、これを使用してはならない。

5 前項の検査においては、その溶接が第三項第二号の技術上の基準に適合しているときは、合格とする。

#### (定期検査)

第四十三条の十一 使用済燃料貯蔵事業者は、通商産業省令で定めるところにより、使用済燃料貯蔵施設のうち政令で定めるものの性能について、一年以上であつて通商産業省令で定める期間ごとに通商産業大臣が行う検査を受けなければならない。

2 前項の検査は、その使用済燃料貯蔵施設の性能が通商産業省令で定める技術上の基準に適合しているかどうかについて行う。

#### (事業開始等の届出)

第四十三条の十二 使用済燃料貯蔵事業者は、その事業を開始し、休止し、又は再開したときは、それぞれその日から十五日以内に、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

#### (貯蔵計画)

第四十三条の十三 使用済燃料貯蔵事業者は、通商産業省令で定めるところにより、使用済燃料貯蔵施設の貯蔵計画を作成し、通商産業大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

(合併)

- 第四十三條の十四 使用済燃料貯蔵事業者である法人の合併の場合  
(使用済燃料貯蔵事業者である法人と使用済燃料貯蔵事業者でない法人が合併する場合において、使用済燃料貯蔵事業者である法人が存続するときを除く。)において当該合併について通商産業大臣の認可を受けたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、使用済燃料貯蔵事業者の地位を承継する。
- 2 第四十三條の五第一項第一号から第三号まで及び第二項並びに第四十三條の六の規定は、前項の認可に準用する。

(相続)

- 第四十三條の十五 使用済燃料貯蔵事業者について相続があつたときは、相続人は、使用済燃料貯蔵事業者の地位を承継する。
- 2 前項の規定により使用済燃料貯蔵事業者の地位を承継した相続人は、相続の日から三十日以内に、その事実を証する書面を添えて、その旨を通商産業大臣に届け出なければならぬ。

(許可の取消し等)

第四十三條の十六 通商産業大臣は、使用済燃料貯蔵事業者が正当な理由がないのに、通商産業省令で定める期間内にその事業を開始せず、又は引き続き一年以上その事業を休止したときは、第四十三條の四第一項の許可を取り消すことができる。

- 2 通商産業大臣は、使用済燃料貯蔵事業者が次の各号の一に該当するときは、第四十三條の四第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその事業の停止を命ずることができる。

一 第四十三條の六第二号から第四号までの一に該当するに至つたとき。

二 第四十三條の七第一項の規定により許可を受けなければならぬ事項を許可を受けなかったとき。

三 第四十三條の十九の規定による命令に違反したとき。

四 第四十三條の二十第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

五 第四十三條の二十四の規定による命令に違反したとき。

六 第四十三條の二十五第一項の規定に違反したとき。

七 第四十三條の二十五第二項において準用する第十二條の二第三項の規定による命令に違反したとき。

八 第四十三條の二十五第二項において準用する第十二條の二第四項の規定に違反したとき。

九 第四十三條の二十六第一項の規定に違反したとき。

十 第四十三條の二十六第二項において準用する第十二條の五の規定による命令に違反したとき。

十一 第五十八條の二の規定に違反したとき。

十二 第五十九條の二第二項の規定に違反し、又は同条第四項の規定による命令に違反したとき。

十三 第五十九條の三第二項の規定に違反したとき。

十四 第六十一條の八第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

十五 第六十二條第一項又は第二項の条件に違反したとき。

十六 原子力損害の賠償に関する法律第六條の規定に違反したとき。

(記録)

第四十三條の十七 使用済燃料貯蔵事業者は、通商産業省令で定めるところにより、使用済燃料の貯蔵の事業の実施に関し通商産業省令で定める事項を記録し、これをその事業所に備えて置かなければならない。

(保安及び特定核燃料物質の防護のために講ずべき措置)

第四十三條の十八 使用済燃料貯蔵事業者は、次の事項について、

通商産業省令で定めるところにより、保安のために必要な措置を講じなければならない。

一 使用済燃料貯蔵施設の保全

二 使用済燃料貯蔵設備の操作

三 使用済燃料の運搬（使用済燃料貯蔵施設を設置した事業所において行われるものに限る。次条第一項において同じ。）又は使用済燃料によつて汚染された物の運搬、貯蔵若しくは廃棄（運搬及び廃棄にあつては、使用済燃料貯蔵施設を設置した事業所において行われる運搬又は廃棄に限る。次条第一項において同じ。）

2. 使用済燃料貯蔵事業者は、使用済燃料によつて汚染された物を使用済燃料貯蔵施設を設置した事業所の外において廃棄する場合においては、総理府令で定めるところにより、保安のために必要な措置を講じなければならない。

3. 使用済燃料貯蔵事業者は、使用済燃料貯蔵施設を設置した事業所において特定核燃料物質を取り扱う場合で政令で定める場合には、通商産業省令で定めるところにより、防護措置を講じなければならない。

（施設の使用の停止等）

第四十三條の十九 通商産業大臣は、使用済燃料貯蔵施設の性能が第四十三條の十一第二項の技術上の基準に適合していないと認めるとき、又は使用済燃料貯蔵施設の保全、使用済燃料貯蔵設備の操作若しくは使用済燃料の運搬若しくは使用済燃料によつて汚染された物の運搬、貯蔵若しくは廃棄に関する措置が前条第一項の規定に基づく通商産業省令の規定に違反していると認めるときは、使用済燃料貯蔵事業者に対し、使用済燃料貯蔵施設の使用の停止、改造、修理又は移転、使用済燃料貯蔵設備の操作の方法の指定その他保安のために必要な措置を命ずることができる。

2. 内閣総理大臣は、使用済燃料によつて汚染された物の廃棄に関



する措置が前条第二項の規定に基づく總理府令に違反していると認めるときは、使用済燃料貯蔵事業者に対し、廃棄の停止その他保安のために必要な措置を命ずることができる。

3 通商産業大臣は、防護措置が前条第三項の規定に基づく通商産業省令の規定に違反していると認めるときは、使用済燃料貯蔵事業者に対し、是正措置等を命ずることができる。

(保安規定)

第四十三条の二十 使用済燃料貯蔵事業者は、通商産業省令で定めるところにより、保安規定を定め、事業開始前に、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

2 通商産業大臣は、保安規定が使用済燃料又は使用済燃料によつて汚染された物による災害の防止上十分でないと認めるときは、前項の認可をしてはならない。

3 通商産業大臣は、使用済燃料又は使用済燃料によつて汚染された物による災害の防止のため必要があると認めるときは、使用済燃料貯蔵事業者に対し、保安規定の変更を命ずることができる。

4 使用済燃料貯蔵事業者及びその従業者は、保安規定を守らなければならない。

(使用済燃料貯蔵施設の解体)

第四十三条の二十一 使用済燃料貯蔵事業者（第六十六条第一項に規定する者のうち使用済燃料貯蔵事業者に係る者を含む。次項において同じ。）は、使用済燃料貯蔵施設を解体しようとするときは、通商産業省令で定めるところにより、あらかじめ通商産業大臣に届け出なければならない。

2 通商産業大臣は、前項の規定による届出があつた場合において、必要があると認めるときは、使用済燃料貯蔵事業者に対し、使用済燃料貯蔵施設の解体の方法の指定、使用済燃料による汚染の

除去その他使用済燃料又は使用済燃料によつて汚染された物による災害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

(使用済燃料取扱主任者)

第四十三条の二十二 使用済燃料貯蔵事業者は、使用済燃料の取扱いに關して保安の監督を行わせるため、通商産業省令で定めるところにより、第二十二條の三第一項の核燃料取扱主任者免状を有する者その他の通商産業省令で定める資格を有する者のうちから使用済燃料取扱主任者を選任しなければならない。

2 使用済燃料貯蔵事業者は、前項の規定により使用済燃料取扱主任者を選任したときは、選任した日から三十日以内に、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。これを解任したときも同様とする。

(使用済燃料取扱主任者の義務等)

第四十三條の二十三 使用済燃料取扱主任者は、使用済燃料の貯蔵の事業における使用済燃料の取扱いに關し、誠実にその職務を遂行しなければならない。

2 使用済燃料の貯蔵の事業において使用済燃料の取扱いに従事する者は、使用済燃料取扱主任者がその取扱いに關して保安のためにする指示に従わなければならない。

(使用済燃料取扱主任者の解任命令)

第四十三條の二十四 通商産業大臣は、使用済燃料取扱主任者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したときは、使用済燃料貯蔵事業者に対し、使用済燃料取扱主任者の解任を命ずることができる。

(核物質防護規定)

第四十三條の二十五 使用済燃料貯蔵事業者は、第四十三條の十八

第三項に規定する場合には、通商産業省令で定めるところにより、核物質防護規定を定め、特定核燃料物質の取扱いを開始する前に、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 第十二条の二第二項から第四項までの規定は、前項の核物質防護規定について準用する。この場合において、これらの規定中「内閣総理大臣及び通商産業大臣」とあるのは「通商産業大臣」と、「製錬事業者」とあるのは「使用済燃料貯蔵事業者」と読み替えるものとする。

（核物質防護管理者）

第四十三条の二十六 使用済燃料貯蔵事業者は、第四十三条の十八第三項に規定する場合には、特定核燃料物質の防護に関する業務を統一的に管理させるため、通商産業省令で定めるところにより、特定核燃料物質の取扱い等の知識等について通商産業省令で定める要件を備える者のうちから、核物質防護管理者を選任しなければならない。

2 第十二条の三第二項、第十二条の四及び第十二条の五の規定は、前項の核物質防護管理者について準用する。この場合において、これらの規定中「製錬事業者」とあるのは「使用済燃料貯蔵事業者」と、「内閣総理大臣及び通商産業大臣」とあるのは「通商産業大臣」と、「製錬施設」とあるのは「使用済燃料貯蔵施設」と読み替えるものとする。

第五章の二 廃棄の事業に関する規制

（事業の許可）

第五十一条の二 次の各号に掲げる廃棄（製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者及び第五十二条第一項の許可を受けた者が製錬施設

第五章の二 廃棄の事業に関する規制

（事業の許可）

第五十一条の二 次の各号に掲げる廃棄（製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、再処理事業者及び第五十二条第一項の許可を受けた者が製錬施設、加工施設、原子炉施設

、加工施設、原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設又は同条第二項第七号に規定する使用施設に付随する同項第九号に規定する廃棄施設において行うものを除く。一の事業を行おうとする者は、次の各号に掲げる廃棄の種類ごとに、政令で定めるところにより、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。

一・二 (略)

2・3 (略)

## 第六章 核燃料物質等の使用等に関する規制

### (使用及び貯蔵の基準等)

第五十七条 使用者は、核燃料物質を使用し、又は貯蔵する場合においては、総理府令で定める技術上の基準に従つて保安のために必要な措置を講じなければならない。

2・3 (略)

### (廃棄に関する確認)

第五十八条の二 使用者、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者及び廃棄事業者が核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物を使用施設等、製錬施設、加工施設、原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設又は廃棄物埋設施設若しくは廃棄物管理施設を設置した工場又は事業所（原子力船を含む。第五十九条の二第二項、第五十九条の三第一項及び第六十六条第二項において「工場等」という。）の外において廃棄する場合において、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止のため特に必要がある場合として政令で定める場合に該当するときは、使用者にあつては、その廃棄に関する措置が前条第二項の技術上の基準に、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者若しくは外国原子力船運航者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者又は廃棄

、再処理施設又は同条第二項第九号に規定する廃棄施設において行うものを除く。一の事業を行おうとする者は、次の各号に掲げる廃棄の種類ごとに、政令で定めるところにより、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。

一・二 (略)

2・3 (略)

## 第六章 核燃料物質等の使用等に関する規制

### (使用及び保管の基準等)

第五十七条 使用者は、核燃料物質を使用し、又は保管する場合においては、総理府令で定める技術上の基準に従つて保安のために必要な措置を講じなければならない。

2・3 (略)

### (廃棄に関する確認)

第五十八条の二 使用者、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、再処理事業者及び廃棄事業者が核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物を使用施設等、製錬施設、加工施設、原子炉施設、再処理施設又は廃棄物埋設施設若しくは廃棄物管理施設を設置した工場又は事業所（原子力船を含む。第五十九条の二第二項、第五十九条の三第一項及び第六十六条第二項において「工場等」という。）の外において廃棄する場合において、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止のため特に必要がある場合として政令で定める場合に該当するときは、使用者にあつては、その廃棄に関する措置が前条第二項の技術上の基準に、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者若しくは外国原子力船運航者、再処理事業者又は廃棄事業者にあつては、その廃棄に関する措置が第十一条の二第一項、第二

事業者にあつては、その廃棄に関する措置が第十一条の二第一項、第二十一条の二第一項第三号、第三十五条第二項、第四十三条の十八第二項、第四十八条第一項第三号又は第五十一条の十六第一項第二号若しくは第二項第三号の規定に基づく総理府令の規定に適合することについて、総理府令で定めるところにより、内閣総理大臣の確認を受けなければならない。

(運搬に関する確認等)

第五十九条の二 使用者、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者及び廃棄事業者並びにこれらの者から運搬を委託された者（以下この条において「使用者等」という。）は、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物を工場等の外において運搬する場合（船舶又は航空機により運搬する場合を除く。）においては、総理府令（鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬については、運搬する物についての措置を除き、運輸省令、次項において同じ。）で定める技術上の基準に従つて保安のため必要な措置（当該核燃料物質に政令で定める特定核燃料物質を含むときは、保安及び特定核燃料物質の防護のために必要な措置）を講じなければならない。

2  
12 (略)

第五十九条の三 使用者、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者及び廃棄事業者（以下この条において「使用者等」という。）は、特定核燃料物質が当該使用者等の工場等から運搬され又は外国の工場等から当該使用者等の工場等に運搬される場合で政令で定める場合においては、運搬が開始される前に、当該特定核燃料物質が発送人の工場等から搬出されてから受取人の工場等に搬入されるまでの間における当該特定核燃料物質の運搬について責任を有

十一条の二第一項第三号、第三十五条第二項、第四十八条第一項第三号又は第五十一条の十六第一項第二号若しくは第二項第三号の規定に基づく総理府令の規定に適合することについて、総理府令で定めるところにより、内閣総理大臣の確認を受けなければならない。

(運搬に関する確認等)

第五十九条の二 使用者、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、再処理事業者及び廃棄事業者並びにこれらの者から運搬を委託された者（以下この条において「使用者等」という。）は、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物を工場等の外において運搬する場合（船舶又は航空機により運搬する場合を除く。）においては、総理府令（鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬については、運搬する物についての措置を除き、運輸省令、次項において同じ。）で定める技術上の基準に従つて保安のために必要な措置（当該核燃料物質に政令で定める特定核燃料物質を含むときは、保安及び特定核燃料物質の防護のために必要な措置）を講じなければならない。

2  
12 (略)

第五十九条の三 使用者、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、再処理事業者及び廃棄事業者（以下この条において「使用者等」という。）は、特定核燃料物質が当該使用者等の工場等から運搬され又は外国の工場等から当該使用者等の工場等に運搬される場合で政令で定める場合においては、運搬が開始される前に、当該特定核燃料物質が発送人の工場等から搬出されてから受取人の工場等に搬入されるまでの間における当該特定核燃料物質の運搬について責任を有する者（本邦外において

する者（本邦外において当該特定核燃料物質の運搬について責任を有する者を含む。）を明らかにし、当該特定核燃料物質の運搬に係る責任が移転される時期及び場所その他の総理府令で定める事項について発送人、当該特定核燃料物質の運搬について責任を有する者及び受取人の間で取決めが締結されるよう措置しなければならない。

## 2 (略)

### (受託貯蔵者)

第六十条 製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、再処理事業者又は使用者から核燃料物質の貯蔵（使用済燃料の貯蔵を除く。）を委託された者（以下「受託貯蔵者」という。）は、当該核燃料物質を貯蔵する場合においては、総理府令で定める技術上の基準に従つて保安のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託貯蔵者は、政令で定める特定核燃料物質を貯蔵する場合には、総理府令で定めるところにより、防護措置を講じなければならない。

3 内閣総理大臣は、防護措置が前項の規定に基づく総理府令の規定に違反していると認めるときは、受託貯蔵者に対し、特定核燃料物質の防護のための区域に係る措置の是正、特定核燃料物質の貯蔵の方法の是正その他特定核燃料物質の防護のために必要な措置を命ずることができる。

### (海洋投棄の制限)

第六十一条の二の二 核原料物質、核燃料物質又はこれらによつて汚染された物は、次の各号の一に該当する場合のほか、海洋投棄をしてはならない。

一 使用者、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者又は廃棄事業者が第五十八条の二の規定による確認を受けた場合（第六十

当該特定核燃料物質の運搬について責任を有する者を含む。）を明らかにし、当該特定核燃料物質の運搬に係る責任が移転される時期及び場所その他の総理府令で定める事項について発送人、当該特定核燃料物質の運搬について責任を有する者及び受取人の間で取決めが締結されるよう措置しなければならない。

## 2 (略)

### (保管者)

第六十条 製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、再処理事業者又は使用者から保管を委託された者（以下この条において「保管者」という。）は、核燃料物質を保管する場合においては、総理府令で定める技術上の基準に従つて保安のために必要な措置を講じなければならない。

2 保管者は、政令で定める特定核燃料物質を保管する場合には、総理府令で定めるところにより、防護措置を講じなければならない。

3 内閣総理大臣は、防護措置が前項の規定に基づく総理府令の規定に違反していると認めるときは、保管者に対し、特定核燃料物質の防護のための区域に係る措置の是正、特定核燃料物質の保管の方法の是正その他特定核燃料物質の防護のために必要な措置を命ずることができる。

### (海洋投棄の制限)

第六十一条の二の二 核原料物質、核燃料物質又はこれらによつて汚染された物は、次の各号の一に該当する場合のほか、海洋投棄をしてはならない。

一 使用者、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、再処理事業者又は廃棄事業者が第五十八条の二の規定による確認を受けた場合（第六十六条第一項に規定する者

六条第一項に規定する者が同条第二項において準用する第五十八条の二の規定による確認を受けた場合を含む。」

二・三 (略)

2 1 6 (略)

## 第六章の二 国際規制物資の使用等に関する規制等

### 第一節 国際規制物資の使用等に関する規制

(使用の許可及び届出等)

第六十一条の三 (略)

2 1 4 (略)

5 使用済燃料貯蔵事業者は、国際規制物資を貯蔵しようとする場合には、総理府令で定めるところにより、あらかじめ、その貯蔵する国際規制物資の種類及び数量並びに予定される貯蔵の期間を内閣総理大臣に届け出なければならない。

6 (略)

(記録)

第六十一条の七 国際規制物資を使用している者(国際規制物資を貯蔵している使用済燃料貯蔵事業者及び国際規制物資を廃棄している廃棄事業者を含む。第六十一条の九及び第六十八条第十項から第十三項までにおいて同じ。)は、総理府令で定めるところにより、国際規制物資の使用(使用済燃料貯蔵事業者による国際規制物資の貯蔵及び廃棄事業者による国際規制物資の廃棄を含む。次条第一項及び第六十一条の十において同じ。)に関し総理府令で定める事項を記録し、これをその工場又は事業所(船舶に設置する原子炉に係る場合にあつては、その船舶。第六十一条の八の二第二項第一号、第六十一条の二十三の七第三項、第六十八条(第二項を除く。))及び第七十一条第二項において同じ。)に備え

が同条第二項において準用する第五十八条の二の規定による確認を受けた場合を含む。」

二・三 (略)

2 1 6 (略)

## 第六章の二 国際規制物資の使用に関する規制

(使用の許可及び届出等)

第六十一条の三 (略)

2 1 4 (略)

5 (略)

(記録)

第六十一条の七 国際規制物資を使用している者(国際規制物資を廃棄している廃棄事業者を含む。第六十一条の九並びに第六十八条第七項及び第八項において同じ。)は、総理府令で定めるところにより、国際規制物資の使用(廃棄事業者による国際規制物資の廃棄を含む。次条第一項及び第六十一条の十において同じ。)に関し総理府令で定める事項を記録し、これをその工場又は事業所に備えて置かなければならない。

て置かなければならない。

(計量管理規定)

第六十一条の八 国際規制物資使用者、第六十一条の三第一項各号（第一号を除く。）の一に該当する場合における当該各号に規定する者並びに同条第五項及び第六項に規定する者（以下「国際規制物資使用者等」という。）は、国際規制物資の適正な計量及び管理を確保するため、総理府令で定めるところにより、計量管理規定を定め、国際規制物資の使用開始前に、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 4 (略)

(保障措置検査)

第六十一条の八の二 国際規制物資使用者等は、保障措置協定に基づく保障措置の実施に必要な範囲内において総理府令で定めるところにより、国際規制物資の計量及び管理の状況について、内閣総理大臣が定期に行う検査を受けなければならない。

2 前項の検査（以下「保障措置検査」という。）に当たっては、内閣総理大臣の指定するその職員は、次に掲げる事項であつて総理府令で定めるものを行うことができる。

一 事務所又は工場若しくは事業所への立入り

二 帳簿、書類その他必要な物件の検査

三 核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること。

四 国際規制物資の移動を監視するために必要な封印又は装置の取付け

3 前項第一号の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(計量管理規定)

第六十一条の八 国際規制物資使用者、第六十一条の三第一項各号（第一号を除く。）の一に該当する場合における当該各号に規定する者及び同条第五項に規定する者（以下この条において「国際規制物資使用者等」という。）は、国際規制物資の適正な計量及び管理を確保するため、総理府令で定めるところにより、計量管理規定を定め、国際規制物資の使用開始前に、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 4 (略)



4 第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

5 何人も、第二項第四号の規定によりされた封印又は取り付けられた装置を、正当な理由がないのに、取り外し、又はき損してはならない。

#### (国際特定活動の届出)

第六十一条の九の二 国際特定活動を行う者は、政令で定めるところにより、国際特定活動を開始した日から三十日以内に、内閣総理大臣に届け出なければならない。ただし、国際規制物資を使用することにより行う場合は、この限りでない。

2 前項の規定により届出をしようとする者は、次の事項を記載した書類を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 国際特定活動の種類

三 国際特定活動の規模その他の概要のうち総理府令で定めるものの

四 国際特定活動を行う場所

五 予定活動期間

3 第一項の規定による届出をした者(以下「国際特定活動実施者」という。)は、前項各号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

#### 第二節 指定情報処理機関

##### (業務規定)

第六十一条の十六 指定情報処理機関は、情報処理業務に関する規定(以下この節において「業務規定」という。)を定め、内閣総

##### (業務規定)

第六十一条の十六 指定情報処理機関は、情報処理業務に関する規定(以下この章において「業務規定」という。)を定め、内閣総

理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2・3 (略)

### 第三節 指定保障措置検査等実施機関

#### (指定保障措置検査等実施機関)

第六十一条の二十三の二 内閣総理大臣は、総理府令で定めるところにより、その指定する者(以下「指定保障措置検査等実施機関」という。)に、次に掲げる業務(以下「保障措置検査等実施業務」という。)の全部又は一部を行わせることができる。

一 第六十一条の二十三の七第一項に規定する実施指示書に基づいて行う保障措置検査

二 第六十一条の八の二第二項第三号の規定により提出をさせ、若しくは第六十八条第四項の規定により収去した試料又は同条第一項の規定により収去した試料(保障措置協定又は追加議定書に基づく保障措置の実施のために収去したものに限る。)の試験及び第六十一条の八の二第二項第四号又は第六十八条第十項若しくは第十一項の規定により取り付けた装置による記録の確認

三 保障措置協定又は追加議定書に基づく保障措置の適切な実施のため必要な技術的検査に関する調査研究その他の業務であつて政令で定めるもの

#### (指定)

第六十一条の二十三の三 前条の指定は、保障措置検査等実施業務を行おうとする者の申請により行う。

2 前項の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書に総理府令で定める書類を添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。

理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2・3 (略)

一 名称及び住所並びに代表者の氏名

二 保障措置検査等実施業務を行う事業所の所在地

三 前二号に掲げるもののほか、前条の指定に必要な事項として  
総理府令で定めるもの

3 内閣総理大臣は、前条の指定をしたときは、指定保障措置検査等実施機関が行う保障措置検査を行わないものとする。

(指定の基準)

第六十一条の二十三の四 内閣総理大臣は、前条第一項の指定の申請があつた場合においては、その申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、第六十一条の二十三の二の指定をしてはならない。

一 総理府令で定める条件に適合する知識経験を有する者が保障措置検査を実施し、その数が総理府令で定める数以上であること。

二 保障措置検査等実施業務を適確に遂行するに足りる技術的能力及び経理的基礎があること。

三 民法第三十四条の規定により設立された法人であつて、その役員又は社員の構成が保障措置検査等実施業務の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 保障措置検査等実施業務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて保障措置検査等実施業務の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること。

五 その指定をすることによつて保障措置協定又は追加議定書に基づき保障措置の適確かつ円滑な実施を阻害することとならないこと。

(指定の欠格条項)

第六十一条の二十三の五 次の各号の一に該当する者には、第六十一条の二十三の二の指定を与えない。

一 第六十一条の二十三の十六の規定により第六十一条の二十三の二の指定を取り消され、取消しの日から二年を経過していない者

二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた後、二年を経過していない者

三 その業務を行う役員のうちに、次のいずれかに該当する者のある者

イ 前号に該当する者

ロ 第六十一条の二十三の十二の規定による命令により解任され、解任の日から二年を経過していない者

(名称等の変更)

第六十一条の二十三の六 指定保障措置検査等実施機関は、その名称、住所又は保障措置検査等実施業務を行う事業所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ内閣総理大臣に届け出なければならぬ。

(保障措置検査の実施)

第六十一条の二十三の七 内閣総理大臣は、指定保障措置検査等実施機関に対し、保障措置検査を行うべきことを求めようとするときは、当該保障措置検査の日時、場所その他総理府令で定める事項（第六十一条の八の二第二項第四号の規定によりされるべき封印又は取り付けられるべき装置の対象物及び位置を含む。）を記載した実施指示書を交付するものとする。この場合において、実施指示書に記載される内容は、当該保障措置検査に当たつて行われるべき同項に規定する事項を明確にするものでなければならず、かつ、記載のない事項について対処する必要が生じたときは直ちに内閣総理大臣の指定するその職員に通報すべき旨を含むものでなければならぬ。

2 指定保障措置検査等実施機関は、前項の実施指示書の交付を受けたときは、当該実施指示書に記載された内容に従い、第六十一条の二十三の四第一号に規定する者（以下「保障措置検査員」という。）に当該保障措置検査を実施させなければならない。

3 指定保障措置検査等実施機関の保障措置検査員は、国際規制物資使用者等の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入るときは、第一項の実施指示書又はその写しを携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 指定保障措置検査等実施機関は、保障措置検査を行ったときは、遅滞なく、総理府令で定めるところにより、当該保障措置検査の結果を内閣総理大臣に通知しなければならない。

#### （業務規定）

第六十一条の二十三の八 指定保障措置検査等実施機関は、保障措置検査等実施業務に関する規定（以下この節において「業務規定」という。）を定め、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規定で定めるべき事項は、総理府令で定める。

3 内閣総理大臣は、第一項の認可をした業務規定が保障措置検査等実施業務の適確な遂行上不適当となつたと認めるときは、その変更を命ずることができる。

#### （区分経理）

第六十一条の二十三の九 指定保障措置検査等実施機関は、保障措置検査等実施業務に係る経理とその他の経理とを区分して整理しなければならない。

#### （交付金）

第六十一条の二十三の十 国は、予算の範囲内において、指定保障措置検査等実施機関に対し、保障措置検査等実施業務に要する費

用の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

(役員を選任及び解任等)

第六十一条の二十三の十一 指定保障措置検査等実施機関の役員を選任及び解任は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 指定保障措置検査等実施機関の保障措置検査員の選任は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(解任命令)

第六十一条の二十三の十二 内閣総理大臣は、指定保障措置検査等実施機関の役員又は保障措置検査員がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又は業務規定に違反したときその他その職務を行うのに適当でないと認めるときは、その指定保障措置検査等実施機関に対し、その役員又は保障措置検査員を解任すべきことを命ずることができる。

(役員及び職員の地位)

第六十一条の二十三の十三 保障措置検査の業務に従事する指定保障措置検査等実施機関の役員又は職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(監督命令)

第六十一条の二十三の十四 内閣総理大臣は、この節の規定を施行するために必要な限度において、指定保障措置検査等実施機関に対し、保障措置検査等実施業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(業務の休廃止)

第六十一条の二十三の十五 指定保障措置検査等実施機関は、内閣総理大臣の許可を受けなければ、保障措置検査等実施業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(指定の取消し等)

第六十一条の二十三の十六 内閣総理大臣は、指定保障措置検査等実施機関が次の各号の一に該当するときは、第六十一条の二十三の二の指定を取り消し、又は一年以内の期間を定めて保障措置検査等実施業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 この節の規定に違反したとき。

二 第六十一条の二十三の五第二号又は第三号に該当するに至つたとき。

三 第六十一条の二十三の八第一項の認可を受けた業務規定によらないで保障措置検査等実施業務を行つたとき。

四 第六十一条の二十三の八第三項、第六十一条の二十三の十二又は第六十一条の二十三の十四の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により第六十一条の二十三の二の指定を受けたとき。

六 第六十二条第一項の条件に違反したとき。

(帳簿の記載)

第六十一条の二十三の十七 指定保障措置検査等実施機関は、帳簿を備え、保障措置検査等実施業務に関し総理府令で定める事項を記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、総理府令で定めるところにより、保存しなければならない。

(内閣総理大臣による保障措置検査)

第六十一条の二十三の十八 内閣総理大臣は、指定保障措置検査等

実施機関が第六十一条の二十三の十五の許可を受けて保障措置検査の業務の全部若しくは一部を休止したとき、第六十一条の二十三の十六の規定により指定保障措置検査等実施機関に対し保障措置検査の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定保障措置検査等実施機関が天災その他の事由により保障措置検査の業務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、当該保障措置検査の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2

内閣総理大臣が前項の規定により保障措置検査の業務の全部若しくは一部を自ら行う場合、指定保障措置検査等実施機関が第六十一条の二十三の十五の許可を受けて保障措置検査の業務の全部若しくは一部を廃止する場合又は第六十一条の二十三の十六の規定により内閣総理大臣が指定保障措置検査等実施機関の指定を取り消した場合における保障措置検査の業務の引継ぎその他の必要な事項については、総理府令で定める。

(公示)

第六十一条の二十三の十九 内閣総理大臣は、次の場合には、その旨を官報で告示するものとする。

一 第六十一条の二十三の二の指定をしたとき。

二 第六十一条の二十三の六の規定による届出（名称又は住所に係るものに限る。）があつたとき。

三 第六十一条の二十三の十五の許可（保障措置検査に係るものに限る。）をしたとき。

四 第六十一条の二十三の十六の規定により指定を取り消し、又は保障措置検査の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

五 前条第一項の規定により内閣総理大臣が保障措置検査の業務の全部若しくは一部を自ら行うものとするとき、又は自ら行つていた保障措置検査の業務の全部若しくは一部を行わないこと



とするとき。

(準用)

第六十一条の二十三の二十 第六十一条の十七、第六十一条の十八及び第六十一条の二十三の規定は、指定保障措置検査等実施機関について準用する。この場合において、第六十一条の十八中「情報処理業務」とあるのは「保障措置検査の業務」と、第六十一条の二十三第一項中「情報処理業務」とあるのは「保障措置検査等実施業務」と読み替えるものとする。

(総理府令への委任)

第六十一条の二十三の二十一 この節に定めるもののほか、指定保障措置検査等実施機関の財務及び会計その他指定保障措置検査等実施機関に関し必要な事項は、総理府令で定める。

第六章の三 指定検査機関等

(指定検査機関)

第六十一条の二十四 次の各号に掲げる検査の区分に応じ、内閣総理大臣、通商産業大臣又は運輸大臣（以下この章において「主務大臣」という。）は、主務省令で定めるところにより、その指定する者（以下「指定検査機関」という。）に、当該各号に掲げる検査の全部又は一部を行わせることができる。

一 四 (略)

四の二 第四十三条の十第一項又は第四項の検査 通商産業大臣  
五 七 (略)

(役員及び職員 の地位)

第六十一条の三十四 検査の業務に従事する指定検査機関の役員又は職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務

第六章の三 指定検査機関等

(指定検査機関)

第六十一条の二十四 次の各号に掲げる検査の区分に応じ、内閣総理大臣、通商産業大臣又は運輸大臣（以下この章において「主務大臣」という。）は、主務省令で定めるところにより、その指定する者（以下「指定検査機関」という。）に、当該各号に掲げる検査の全部又は一部を行わせることができる。

一 四 (略)

五 七 (略)

(役員及び職員 の地位)

第六十一条の三十四 検査の業務に従事する指定検査機関の役員又は職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適

に従事する職員とみなす。

## 第七章 雑則

(指定又は許可の条件)

### 第六十二条 (略)

2 第三条第一項若しくは第四十四条第一項の指定又は第十三条第一項、第二十三条第一項、第四十三条の四第一項、第五十一条の二第一項、第五十二条第一項若しくは第六十一条の三第一項の許可には、国際規制物資の用途又は譲渡の制限その他国際約束を実施するために必要な条件を付することができる。

### 3 (略)

(事故届)

第六十三条 製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者及び使用者(第六十六条第一項に規定する者を含む。次条第一項において同じ。)並びにこれらの者から運搬を委託された者及び受託貯蔵者は、その所持する核燃料物質について盗取、所在不明その他の事故が生じたときは、遅滞なく、その旨を警察官又は海上保安官に届け出なければならない。

(危険時の措置)

第六十四条 製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者及び使用者(以下この条において「事業者等」という。)並びに事業者等から運搬を委託された者及び受託貯蔵者は、その所持する核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は原子炉に関し、地震、火災その他の災害が起こつたことにより、核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は原子炉による

用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

## 第七章 雑則

(指定又は許可の条件)

### 第六十二条 (略)

2 第三条第一項若しくは第四十四条第一項の指定又は第十三条第一項、第二十三条第一項、第五十一条の二第一項、第五十二条第一項若しくは第六十一条の三第一項の許可には、国際規制物資の用途又は譲渡の制限その他国際約束を実施するために必要な条件を付することができる。

### 3 (略)

(事故届)

第六十三条 製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、再処理事業者、廃棄事業者及び使用者(第六十六条第一項に規定する者を含む。次条第一項において同じ。)並びにこれらの者から運搬又は保管を委託された者は、その所持する核燃料物質について盗取、所在不明その他の事故が生じたときは、遅滞なく、その旨を警察官又は海上保安官に届け出なければならない。

(危険時の措置)

第六十四条 製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、再処理事業者、廃棄事業者及び使用者(以下この条において「事業者等」という。)並びに事業者等から運搬又は保管を委託された者は、その所持する核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は原子炉に関し、地震、火災その他の災害が起こつたことにより、核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は原子炉による災害が発生するおそれがあり、

災害が発生するおそれがあり、又は発生した場合においては、直ちに、主務省令で定めるところにより、応急の措置を講じなければならぬ。

2 (略)

3 内閣総理大臣、通商産業大臣又は運輸大臣は、第一項の場合において、核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は原子炉による災害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、同項に規定する者に対し、次の各号に掲げる事業者等の区分に応じ、製錬施設、加工施設、原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設若しくは廃棄物管理施設又は使用施設の使用の停止、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の所在場所の変更その他核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は原子炉による災害を防止するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

一 (略)

二 加工事業者、再処理事業者、廃棄事業者及び使用者並びに事業者等から核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の運搬を委託された者及び受託貯蔵者 内閣総理大臣（事業所外運搬に係る場合にあつては、内閣総理大臣又は運輸大臣）

三・四 (略)

五 使用済燃料貯蔵事業者 通商産業大臣（事業所外廃棄に係る場合にあつては内閣総理大臣、事業所外運搬に係る場合にあつては内閣総理大臣又は運輸大臣）

（事業の廃止等の届出）

第六十五条 製錬事業者、加工事業者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者若しくは廃棄事業者がその事業を廃止し、原子炉設置者若しくは外国原子力船運航者が当該許可に係る原子炉のすべての運転を廃止し、使用者が当該許可に係る核燃料物質のすべての使用を廃止し、核原料物質使用者が当該届出に係る核原料物質の

又は発生した場合においては、直ちに、主務省令で定めるところにより、応急の措置を講じなければならぬ。

2 (略)

3 内閣総理大臣、通商産業大臣又は運輸大臣は、第一項の場合において、核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は原子炉による災害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、同項に規定する者に対し、次の各号に掲げる事業者等の区分に応じ、製錬施設、加工施設、原子炉施設、再処理施設、廃棄物埋設施設若しくは廃棄物管理施設又は使用施設の使用の停止、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の所在場所の変更その他核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は原子炉による災害を防止するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

一 (略)

二 加工事業者、再処理事業者、廃棄事業者及び使用者並びに事業者等から核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の保管又は運搬を委託された者 内閣総理大臣（事業所外運搬に係る場合にあつては、内閣総理大臣又は運輸大臣）

三・四 (略)

（事業の廃止等の届出）

第六十五条 製錬事業者、加工事業者、再処理事業者若しくは廃棄事業者がその事業を廃止し、原子炉設置者若しくは外国原子力船運航者が当該許可に係る原子炉のすべての運転を廃止し、使用者が当該許可に係る核燃料物質のすべての使用を廃止し、核原料物質使用者が当該届出に係る核原料物質のすべての使用を廃止し、

すべての使用を廃止し、国際規制物資使用者が当該許可に係る国際規制物資のすべての使用を廃止し、又は国際特定活動実施者が当該届出に係るすべての国際特定活動を終えたときは、その製錬事業者、加工事業者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、使用者、核原料物資使用者、国際規制物資使用者又は国際特定活動実施者は、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣（製錬事業者に係る事項については内閣総理大臣及び通商産業大臣、加工事業者、再処理事業者、廃棄事業者、使用者、核原料物資使用者、国際規制物資使用者及び国際特定活動実施者に係る事項については内閣総理大臣、原子炉設置者に係る事項については第二十三条第一項各号に掲げる原子炉の区分に応じ、内閣総理大臣、通商産業大臣又は運輸大臣、外国原子力船運航者に係る事項については運輸大臣、使用済燃料貯蔵事業者に係る事項については通商産業大臣をいう。以下この条及び次条において同じ。）に届け出なければならぬ。

2 前項の規定による届出をしたときは、第三条第一項若しくは第四十四条第一項の指定又は第十三条第一項、第二十三条第一項、第二十三条の二第一項、第四十三条の四第一項、第五十一条の二第一項、第五十二条第一項若しくは第六十一条の三第一項の許可は、その効力を失う。

3 製錬事業者が解散し、若しくは死亡した場合において、第八条第一項若しくは第九条第一項の規定による承継がなかつたとき、加工事業者が解散し、若しくは死亡した場合において、第十八条第一項若しくは第十九条第一項の規定による承継がなかつたとき、原子炉設置者が解散し、若しくは死亡した場合において、第三十一条第一項若しくは第三十二条第一項の規定による承継がなかつたとき、使用済燃料貯蔵事業者が解散し、若しくは死亡した場合において、第四十三条の十四第一項若しくは第四十三条の十五第一項の規定による承継がなかつたとき、再処理事業者が解散し、

又は国際規制物資使用者が当該許可に係る国際規制物資のすべての使用を廃止したときは、その製錬事業者、加工事業者、再処理事業者、廃棄事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、使用者、核原料物資使用者又は国際規制物資使用者は、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣（製錬事業者に係る事項については内閣総理大臣及び通商産業大臣、加工事業者、再処理事業者、廃棄事業者、使用者、核原料物資使用者及び国際規制物資使用者に係る事項については内閣総理大臣、外国原子力船運航者に係る事項については運輸大臣、原子炉設置者に係る事項については第二十三条第一項各号に掲げる原子炉の区分に応じ、内閣総理大臣、通商産業大臣又は運輸大臣をいう。以下この条及び次条において同じ。）に届け出なければならぬ。

2 前項の規定による届出をしたときは、第三条第一項若しくは第四十四条第一項の指定又は第十三条第一項、第二十三条第一項、第二十三条の二第一項、第五十一条の二第一項、第五十二条第一項若しくは第六十一条の三第一項の許可は、その効力を失う。

3 製錬事業者が解散し、若しくは死亡した場合において、第八条第一項若しくは第九条第一項の規定による承継がなかつたとき、加工事業者が解散し、若しくは死亡した場合において、第十八条第一項若しくは第十九条第一項の規定による承継がなかつたとき、原子炉設置者が解散し、若しくは死亡した場合において、第三十一条第一項若しくは第三十二条第一項の規定による承継がなかつたとき、再処理事業者が解散し、若しくは死亡した場合において、第四十六条の五第一項若しくは第四十六条の六第一項の規定による承継がなかつたとき、又は廃棄事業者が解散し、若しくは

、若しくは死亡した場合において、第四十六條の五第一項若しくは第四十六條の六第一項の規定による承継がなかつたとき、又は廃棄事業者が解散し、若しくは死亡した場合において、第五十一條の十二第一項若しくは第五十一條の十三第一項の規定による承継がなかつたときは、それぞれその清算人若しくは破産管財人又は相続人に代わつて相続財産を管理する者は、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

4 使用者、核原料物質使用者、国際規制物質使用者又は国際特定活動実施者が解散し、又は死亡したときは、その清算人、破産管財人若しくは合併後存続し、若しくは合併により設立された法人の代表者又は相続人若しくは相続人に代わつて相続財産を管理する者は、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

（指定又は許可の取消し、事業の廃止等に伴う措置）

第六十六條 第十條若しくは第四十六條の七の規定により指定を取り消された製錬事業者若しくは再処理事業者、第二十三條、第三十三條、第四十三條の十六、第五十一條の十四、第五十六條若しくは第六十一條の六の規定により許可を取り消された加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、使用済燃料貯蔵事業者、廃棄事業者、使用者若しくは国際規制物質使用者又は前条第一項、第三項若しくは第四項の規定により届出をしなければならない者（核原料物質使用者及び国際特定活動実施者並びにこれらの者に係る前条第四項の者を除く。）は、主務省令で定めるところにより、核燃料物質を譲り渡し、核燃料物質による汚染を除去し、若しくは核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物を廃棄し、又は国際規制物質（核燃料物質を除く。）を譲り渡す等の措置を講じなければならない。

2 第五十七條第一項、第五十八條及び第五十八條の二の規定は前項に規定する者が核燃料物質を貯蔵し、又は核燃料物質若しくは

死亡した場合において、第五十一條の十二第一項若しくは第五十一條の十三第一項の規定による承継がなかつたときは、それぞれその清算人若しくは破産管財人又は相続人に代わつて相続財産を管理する者は、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

4 使用者、核原料物質使用者又は国際規制物質使用者が解散し、又は死亡したときは、その清算人、破産管財人若しくは合併後存続し、若しくは合併により設立された法人の代表者又は相続人若しくは相続人に代わつて相続財産を管理する者は、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

（指定又は許可の取消し、事業の廃止等に伴う措置）

第六十六條 第十條若しくは第四十六條の七の規定により指定を取り消された製錬事業者若しくは再処理事業者、第二十三條、第三十三條、第五十一條の十四、第五十六條若しくは第六十一條の六の規定により許可を取り消された加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、廃棄事業者、使用者若しくは国際規制物質使用者又は前条第一項、第三項若しくは第四項の規定により届出をしなければならない者（核原料物質使用者及び核原料物質使用者に係る前条第四項の者を除く。）は、主務省令で定めるところにより、核燃料物質を譲り渡し、核燃料物質による汚染を除去し、若しくは核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物を廃棄し、又は国際規制物質（核燃料物質を除く。）を譲り渡す等の措置を講じなければならない。

2 第五十七條第一項、第五十八條及び第五十八條の二の規定は前項に規定する者が核燃料物質を保管し、又は核燃料物質若しくは

核燃料物質によつて汚染された物を廃棄する場合について、第五十七條第二項及び第三項の規定は前項に規定する者が特定核燃料物質を取り扱う場合について、第五十九條及び第五十九條の二の規定は同項に規定する者及びこれらの者から運搬を委託された者が核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物を運搬する場合について、第五十九條の三の規定は同項に規定する者の工場等から特定核燃料物質が運搬される場合について、第六十條第一項の規定は前項に規定する者から貯蔵を委託された者（使用済燃料貯蔵事業者を除く。）が核燃料物質を貯蔵する場合について、同条第二項及び第三項の規定は前項に規定する者から貯蔵を委託された者（使用済燃料貯蔵事業者を除く。）が特定核燃料物質を貯蔵する場合について準用する。

3 第一項に規定する者は、指定若しくは許可を取り消された日、製錬、加工、使用済燃料の貯蔵、再処理、廃棄物埋設若しくは廃棄物管理の事業を廃止した日、原子炉のすべての運転若しくは核燃料物質若しくは国際規制物資のすべての使用を廃止した日又は製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者、使用者若しくは国際規制物資使用者が解散し、若しくは死亡した日からそれぞれ三十日以内に、同項の規定により講じた措置を主務大臣に報告しなければならない。

#### 4 (略)

##### (報告徴収)

第六十七條 内閣総理大臣、通商産業大臣、運輸大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（都道府県公安委員会にあつては、第五十九條の二第六項の規定）の施行に必要な限度において、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者、使用者、核原料物質使用者、国際規制物資を使用している者又は国際特定活動実施

核燃料物質によつて汚染された物を廃棄する場合について、第五十七條第二項及び第三項の規定は前項に規定する者が特定核燃料物質を取り扱う場合について、第五十九條及び第五十九條の二の規定は同項に規定する者及びこれらの者から運搬を委託された者が核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物を運搬する場合について、第五十九條の三の規定は同項に規定する者の工場等から特定核燃料物質が運搬される場合について、第六十條第一項の規定は前項に規定する者から保管を委託された者が核燃料物質を保管する場合について、同条第二項及び第三項の規定は前項に規定する者から保管を委託された者が特定核燃料物質を保管する場合について準用する。

3 第一項に規定する者は、指定若しくは許可を取り消された日、製錬、加工、再処理、廃棄物埋設若しくは廃棄物管理の事業を廃止した日、原子炉のすべての運転若しくは核燃料物質若しくは国際規制物資のすべての使用を廃止した日又は製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、再処理事業者、廃棄事業者、使用者若しくは国際規制物資使用者が解散し、若しくは死亡した日からそれぞれ三十日以内に、同項の規定により講じた措置を主務大臣に報告しなければならない。

#### 4 (略)

##### (報告徴収)

第六十七條 内閣総理大臣、通商産業大臣、運輸大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（都道府県公安委員会にあつては、第五十九條の二第六項の規定）の施行に必要な限度において、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、再処理事業者、廃棄事業者、使用者、核原料物質使用者又は国際規制物資を使用している者に対し、第六十四條第三項各号に掲げる事業

者に対し、第六十四条第三項各号に掲げる事業者等の区分（同項各号の当該区分にかかわらず、第六十一条の二の二第一項第二号に該当する場合における製錬事業者並びに核原料物質使用者、国際規制物資を使用している者及び国際特定活動実施者については、内閣総理大臣とし、第五十九条の二第五項に規定する届出をした者については、都道府県公安委員会とする。）に依じ、政令で定めるところにより、その業務に関し報告をさせることができる。

2 内閣総理大臣、通商産業大臣又は運輸大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定検査機関、指定廃棄物確認機関、指定運搬物確認機関又は指定運搬方法確認機関（以下「指定検査機関等」という。）に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、政令で定めるところにより、その業務に関し報告をさせることができる。

一 第六十一条の二十四第一号、第四号及び第五号から第七号までに掲げる検査に係る指定検査機関、指定廃棄物確認機関並びに指定運搬物確認機関 内閣総理大臣

二 第六十一条の二十四第二号及び第四号の二に掲げる検査に係る指定検査機関 通商産業大臣

三 （略）

3 （略）

4 内閣総理大臣は、第一項の規定による報告の徴収のほか、追加鑑定書の定めるところにより国際原子力機関に対して報告又は説明を行うために必要な限度において、国際規制物資を使用している者その他の者に対し、国際原子力機関からの要請に係る事項その他の政令で定める事項に関し報告をさせることができる。

（原子力施設検査官）

第六十七条の二 科学技術庁及び通商産業省に、原子力施設検査官を置く。

2 科学技術庁の原子力施設検査官は第十六条の三、第十六条の四

者等の区分（同項各号の当該区分にかかわらず、第六十一条の二の二第一項第二号に該当する場合における製錬事業者並びに核原料物質使用者及び国際規制物資を使用している者については、内閣総理大臣とし、第五十九条の二第五項に規定する届出をした者については、都道府県公安委員会とする。）に依じ、政令で定めるところにより、その業務に関し報告をさせることができる。

2 内閣総理大臣、通商産業大臣又は運輸大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定検査機関、指定廃棄物確認機関、指定運搬物確認機関又は指定運搬方法確認機関（以下「指定検査機関等」という。）に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、政令で定めるところにより、その業務に関し報告をさせることができる。

一 第六十一条の二十四第一号及び第四号から第七号までに掲げる検査に係る指定検査機関、指定廃棄物確認機関並びに指定運搬物確認機関 内閣総理大臣

二 第六十一条の二十四第二号に掲げる検査に係る指定検査機関 通商産業大臣

三 （略）

3 （略）

（原子力施設検査官）

第六十七条の二 科学技術庁に、原子力施設検査官を置く。

2 原子力施設検査官は、第十六条の三、第十六条の四、第二十八

、第二十八條から第二十九條まで、第四十六條から第四十六條の二の二まで、第五十一條の八から第五十一條の十まで、第五十五條の二又は第五十五條の三の検査に関する事務に、通商産業省の原子力施設検査官は第四十三條の九から第四十三條の十一までの検査に関する事務に、それぞれ従事する。

### 3 (略)

#### (立入検査等)

第六十八條 内閣総理大臣、通商産業大臣、運輸大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（内閣総理大臣、通商産業大臣又は運輸大臣にあつては第六十四條第三項各号に掲げる事業者等の区分へ第六十一條の二の二第一項第二号に該当する場合における製錬事業者並びに核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第六十一條の三第一項各号の一に該当する場合における当該各号に規定する者、同条第五項及び第六項に規定する者並びに国際特定活動実施者）については、第六十四條第三項各号の当該区分にかかわらず、内閣総理大臣とする。）に応じこの法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第五十九條の二第六項の規定の施行に必要な限度において、その職員（都道府県公安委員会にあつては、警察職員）に、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者、使用者、核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第六十一條の三第一項各号の一に該当する場合における当該各号に規定する者若しくは同条第五項若しくは第六項に規定する者又は国際特定活動実施者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

2 内閣総理大臣、通商産業大臣又は運輸大臣は、この法律（通商産業大臣にあつては実用発電用原子炉及びその附属施設に係る第

条から第二十九條まで、第四十六條から第四十六條の二の二まで、第五十一條の八から第五十一條の十まで、第五十五條の二又は第五十五條の三の検査に関する事務に従事する。

### 3 (略)

#### (立入検査等)

第六十八條 内閣総理大臣、通商産業大臣、運輸大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（内閣総理大臣、通商産業大臣又は運輸大臣にあつては第六十四條第三項各号に掲げる事業者等の区分へ第六十一條の二の二第一項第二号に該当する場合における製錬事業者並びに核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第六十一條の三第一項各号の一に該当する場合における当該各号に規定する者及び同条第五項に規定する者）については、第六十四條第三項各号の当該区分にかかわらず、内閣総理大臣とする。）に応じこの法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第五十九條の二第六項の規定の施行に必要な限度において、その職員（都道府県公安委員会にあつては、警察職員）に、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、再処理事業者、廃棄事業者、使用者、核原料物質使用者又は国際規制物質使用者、第六十一條の三第一項各号の一に該当する場合における当該各号に規定する者若しくは同条第五項に規定する者の事務所又は工場若しくは事業所（船舶に設置する原子炉に係る場合にあつては、その船舶）に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

2 内閣総理大臣、通商産業大臣又は運輸大臣は、この法律（通商産業大臣にあつては実用発電用原子炉及びその附属施設に係る第



二十八条の二第一項の規定並びに第四十三条の十第一項の規定、運輸大臣にあつては実用船用原子炉及びその附属施設に係る第二十八条の二第一項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、第十六条の四第一項、第二十八条の二第一項、第四十三条の十第一項、第四十六條の二第一項、第五十一條の九第一項若しくは第五十五條の三第一項に規定する施設の溶接をする者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による立入検査のほか、第六十条の二の二第一項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、船舶に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を取去させることができる。

4 内閣総理大臣は、第一項の規定による立入検査のほか、追加議定書の定めるところにより国際原子力機関に対して説明を行い、又は第八項の規定による立入検査の実施を確保するために必要な限度において、その職員に、国際規制物資使用者等の事務所又は工場若しくは事業所その他の場所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を取去させることができる。

5 前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

6 第一項から第四項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

7 国際原子力機関の指定する者又は国際規制物資の供給当事国政府の指定する者は、内閣総理大臣の指定するその職員（第七十四

二十八条の二第一項の規定、運輸大臣にあつては実用船用原子炉及びその附属施設に係る同項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、第十六条の四第一項、第二十八条の二第一項、第四十六條の二第一項、第五十一條の九第一項若しくは第五十五條の三第一項に規定する施設の溶接をする者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による立入検査、質問及び収去のほか、第六十一条の二の二第一項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、船舶に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を取去させることができる。

4 前三項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

5 第一項から第三項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

6 国際原子力機関の指定する者又は国際規制物資の供給当事国政府の指定する者は、内閣総理大臣の指定するその職員（第七十四

条の二第二項の規定により保障措置検査を行い、又は同条第三項の規定により立入検査を行う通商産業省又は運輸省の職員を含む。次項、第十二項及び第十三項において同じ。」又は第六十一条の二十三の七第二項の規定により保障措置検査を行う保障措置検査員の立会いの下に、国際約束で定める範囲内において、国際規制物資使用者、第六十一条の三第一項各号の一に該当する場合における当該各号に規定する者又は同条第五項若しくは第六項に規定する者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査し、関係者に質問し、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去することができる。

8 国際原子力機関の指定する者は、前項の規定による立入検査のほか、内閣総理大臣の指定するその職員（政令で定める場合にあつては、内閣総理大臣の指定するその職員及び外務大臣の指定するその職員、第十三項において同じ。）の立会いの下に、追加鑑定書で定める範囲内において、国際規制物資使用者等の事務所又は工場若しくは事業所その他の場所であつて国際原子力機関が指定するものに立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査し、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去することができる。

9 第五項の規定は、前項の規定により外務大臣の指定するその職員が立ち会う場合について準用する。

10 内閣総理大臣は、保障措置協定に基づく保障措置の実施に必要な限度において、総理府令で定めるところにより、その職員に、国際規制物資を使用している者の工場又は事業所内において、国際規制物資の移動を監視するために必要な封印をさせ、又は装置を取り付けさせることができる。

11 内閣総理大臣は、前項の規定による封印又は装置の取付けのほか、追加鑑定書に基づく保障措置の実施に必要な限度において、その職員に、国際規制物資を使用している者の工場又は事業所そ

条の二第二項の規定により立入検査を行う通商産業省又は運輸省の職員を含む。第八項において同じ。）の立会いの下に、国際約束で定める範囲内において、国際規制物資使用者、第六十一条の三第一項各号の一に該当する場合における当該各号に規定する者及び同条第五項に規定する者の事務所又は工場若しくは事業所（原子炉を船舶に設置する場合にあつては、その船舶。次項及び第八項において同じ。）に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査し、関係者に質問し、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去することができる。

7 内閣総理大臣は、国際約束に基づく保障措置の実施に必要な限度において、総理府令で定めるところにより、その職員に、国際規制物資を使用している者の工場又は事業所内において、国際規制物資の移動を監視するために必要な封印をさせ、又は装置を取り付けさせることができる。

の他の場所内において、国際規制物資その他の物の移動を監視するため必要な封印をさせ、又は装置を取り付けさせることができる。

12 国際原子力機関の指定する者は、内閣総理大臣の指定するその職員又は第六十一条の二十三の七第二項の規定により保障措置検査を行う保障措置検査員の立会いの下に、保障措置協定で定める範囲内で、国際規制物資を使用している者の工場又は事業所内において、国際規制物資の移動を監視するために必要な封印をし、又は装置を取り付けることができる。

13 国際原子力機関の指定する者は、前項の規定による封印又は装置の取付けのほか、内閣総理大臣の指定するその職員の立会いの下に、追加議定書で定める範囲内で、国際規制物資を使用している者の工場又は事業所その他の場所内において、国際規制物資その他の物の移動を監視するために必要な封印をし、又は装置を取り付けることができる。

14 何人も、第十項から前項までの規定によりされた封印又は取り付けられた装置を、正当な理由がないのに、取り外し、又はき損してはならない。

#### 第六十八條の二 (略)

2 前条第五項及び第六項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

#### (聴聞の特例)

第六十九條 内閣総理大臣、通商産業大臣又は運輸大臣（内閣総理大臣については、第七十四条の二第一項の規定により委任された場合には、科学技術庁長官。次条から第七十二条までにおいて同じ。）は、第十条第二項、第二十条第二項、第三十三条第二項、第四十三條の十六第二項、第四十六條の七第二項、第五十一条の十四第二項、第五十六条、第六十一条の六又は第六十一条の二十

8 国際原子力機関の指定する者は、内閣総理大臣の指定するその職員の立会いの下に、国際約束で定める範囲内で、国際規制物資を使用している者の工場又は事業所内において、国際規制物資の移動を監視するために必要な封印をし、又は装置を取り付けることができる。

9 何人も、前二項の規定によりされた封印又は取り付けられた装置を、正当な理由がないのに、取り外し、又はき損してはならない。

#### 第六十八條の二 (略)

2 前条第四項及び第五項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

#### (聴聞の特例)

第六十九條 内閣総理大臣、通商産業大臣又は運輸大臣（内閣総理大臣については、第七十四条の二第一項の規定により委任された場合には、科学技術庁長官。次条から第七十二条までにおいて同じ。）は、第十条第二項、第二十条第二項、第三十三条第二項、第四十六條の七第二項、第五十一条の十四第二項、第五十六条、第六十一条の六又は第六十一条の二十一の規定による事業の停止

一の規定による事業の停止、原子炉の運転の停止、核燃料物質若しくは国際規制物資の使用の停止又は情報処理業務の全部若しくは一部の停止の命令をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 第十条、第十二条の五（第二十二条の七第二項、第四十三条の三第二項、第四十三条の二十六第二項、第五十一条第二項、第五十一条の二十四第二項及び第五十七条の三第二項において準用する場合を含む。）、第二十条、第二十二条の三第三項、第三十三条、第四十一条第三項、第四十三条の十六、第四十六条の七、第五十一条の十四、第五十六条、第六十一条の六、第六十一条の二十一、第六十一条の二十三の十六又は第六十一条の三十七（第六十一条の四十一第三項、第六十一条の四十二第二項及び第六十一条の四十三第三項において準用する場合を含む。）の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

### 3 (略)

(不服申立て等)

第七十条 この法律の規定により指定保蔵措置検査等実施機関が行う保蔵措置検査の業務に係る処分又は指定検査機関等が行う検査若しくは確認の業務に係る処分若しくはその不作為について不服がある者は、指定保蔵措置検査等実施機関が行う処分については内閣総理大臣に、指定検査機関等が行う処分又はその不作為については第六十七条第二項各号に掲げる指定検査機関等の区分に応じ内閣総理大臣、通商産業大臣又は運輸大臣に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求をすることができる。

### 2・3 (略)

、原子炉の運転の停止、核燃料物質若しくは国際規制物資の使用の停止又は情報処理業務の全部若しくは一部の停止の命令をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 第十条、第十二条の五（第二十二条の七第二項、第四十三条の三第二項、第五十一条第二項、第五十一条の二十四第二項及び第五十七条の三第二項において準用する場合を含む。）、第二十条、第二十二条の三第三項、第三十三条、第四十一条第三項、第四十六条の七、第五十一条の十四、第五十六条、第六十一条の六、第六十一条の二十一又は第六十一条の三十七（第六十一条の四十一第三項、第六十一条の四十二第三項及び第六十一条の四十三第三項において準用する場合を含む。）の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

### 3 (略)

(不服申立て等)

第七十条 この法律の規定により指定検査機関等が行う検査又は確認の業務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、第六十七条第二項各号に掲げる指定検査機関等の区分に応じ、内閣総理大臣、通商産業大臣又は運輸大臣に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求をすることができる。

### 2・3 (略)

(処分等についての同意等)

第七十一条 (略)

2 内閣総理大臣、通商産業大臣又は運輸大臣は、前項の同意を求められた事項に關し特に調査する必要があると認める場合においては、当該原子炉設置者若しくは外国原子力船運航者(第二十三条第一項、第二十三条の二第一項又は第三十九条第一項若しくは第二項の許可の申請者を含む。)から必要な報告を徴し、又はその職員に、当該原子炉設置者若しくは外国原子力船運航者の事務所若しくは工場若しくは事業所に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させることができる。

3 第六十八条第五項及び第六項の規定は、前項の規定による立入検査に準用する。

4 7 (略)

8 内閣総理大臣は、第十一条の二第二項(第六十一条の二の二第二項において準用する場合を含む。)、第三十六条第二項、第四十三条の二第四項、第五十九条の二第四項又は第六十四条第三項の規定による命令(第六十四条第三項の規定による命令にあつては、事業所外廃棄又は事業所外運搬に係るものに限る。)をした場合において、その命令が製錬事業者、発電の用に供する原子炉に係る原子炉設置者又は使用済燃料貯蔵事業者に対するものであるときは通商産業大臣、船舶に設置される原子炉に係る原子炉設置者又は外国原子力船運航者に対するものときは運輸大臣に対し、遅滞なく、その命令の内容を通報しなければならない。

9 運輸大臣は、第五十九条の二第四項又は第六十四条第三項の規定による命令をした場合において、その命令が製錬事業者、加工事業者、再処理事業者又は廃棄事業者に対するものであるときは内閣総理大臣及び通商産業大臣(再処理事業を行う場合における核燃料サイクル開発機構又は日本原子力研究所に対するものに

(処分等についての同意等)

第七十一条 (略)

2 内閣総理大臣、通商産業大臣又は運輸大臣は、前項の同意を求められた事項に關し特に調査する必要があると認める場合においては、当該原子炉設置者若しくは外国原子力船運航者(第二十三条第一項、第二十三条の二第一項又は第三十九条第一項若しくは第二項の許可の申請者を含む。)から必要な報告を徴し、又はその職員に、当該原子炉設置者若しくは外国原子力船運航者の事務所若しくは工場若しくは事業所(船舶に設置する原子炉に係る場合にあつては、その船舶)に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させることができる。

3 第六十八条第四項及び第五項の規定は、前項の規定による立入検査に準用する。

4 7 (略)

8 内閣総理大臣は、第十一条の二第二項(第六十一条の二の二第二項において準用する場合を含む。)、第三十六条第二項、第四十九条の二第四項又は第六十四条第三項の規定による命令(第六十四条第三項の規定による命令にあつては、事業所外廃棄又は事業所外運搬に係るものに限る。)をした場合において、その命令が製錬事業者又は発電の用に供する原子炉に係る原子炉設置者に対するものであるときは通商産業大臣、船舶に設置される原子炉に係る原子炉設置者又は外国原子力船運航者に対するものであるときは運輸大臣に対し、遅滞なく、その命令の内容を通報しなければならない。

9 運輸大臣は、第五十九条の二第四項又は第六十四条第三項の規定による命令をした場合において、その命令が製錬事業者、加工事業者、再処理事業者又は廃棄事業者に対するものであるときは内閣総理大臣及び通商産業大臣(再処理事業を行う場合における核燃料サイクル開発機構又は日本原子力研究所に対するものに

あつては、内閣総理大臣、発電の用に供する原子炉に係る原子炉設置者又は使用済燃料貯蔵事業者に対するものは通商産業大臣、実用発電用原子炉及び実用船用原子炉以外の原子炉に係る原子炉設置者又は使用者に対するものは内閣総理大臣に対し、遅滞なく、その命令の内容を通報しなければならない。

10 (略)

11 通商産業大臣又は運輸大臣は、実用発電用原子炉に係る原子炉設置者若しくは使用済燃料貯蔵事業者又は実用船用原子炉に係る原子炉設置者から、第六十五條第一項若しくは第三項の規定による届出又は第六十六條第三項の報告を受理したときは、遅滞なく、その届出又は報告の写しを内閣総理大臣に送付しなければならない。

12 通商産業大臣又は運輸大臣は、第四十三條又は第四十三條の十四の規定（運輸大臣にあつては、第四十三條の規定）による命令をした場合においては、科学技術庁長官に対し、遅滞なく、その旨を通報しなければならない。

13・14 (略)

(国家公安委員会等との関係)

第七十二條 国家公安委員会又は海上保安庁長官は、公共の安全の維持又は海上の安全の維持のため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、第十一條の三第一項、第十二條の二第一項若しくは第三項若しくは第十二條の三第一項の規定の運用に関し内閣総理大臣及び通商産業大臣に、第二十一條の二第二項、第二十二條の六第一項、同条第二項において準用する第十二條の二第三項、第二十二條の七第一項、第四十八條第二項、第五十條の四第一項、同条第二項において準用する第十二條の二第三項、第五十一條第一項、第五十一條の十六第三項、第五十一條の二十三第一項、同条第二項において準用する第十二條の二第三項

あつては、内閣総理大臣、発電の用に供する原子炉に係る原子炉設置者に対するものは通商産業大臣、実用発電用原子炉及び実用船用原子炉以外の原子炉に係る原子炉設置者又は使用者に対するものは内閣総理大臣に対し、遅滞なく、その命令の内容を通報しなければならない。

10 (略)

11 通商産業大臣又は運輸大臣は、実用発電用原子炉に係る原子炉設置者又は実用船用原子炉に係る原子炉設置者から、第六十五條第一項若しくは第三項の規定による届出又は第六十六條第三項の報告を受理したときは、遅滞なく、その届出又は報告の写しを内閣総理大臣に送付しなければならない。

12 通商産業大臣又は運輸大臣は、第四十三條の規定により原子炉主任技術者の解任を命じた場合においては、科学技術庁長官に対し、遅滞なく、その旨を通報しなければならない。

13・14 (略)

(国家公安委員会等との関係)

第七十二條 国家公安委員会又は海上保安庁長官は、公共の安全の維持又は海上の安全の維持のため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、第十一條の三第一項、第十二條の二第一項若しくは第三項若しくは第十二條の三第一項の規定の運用に関し内閣総理大臣及び通商産業大臣に、第二十一條の二第二項、第二十二條の六第一項、同条第二項において準用する第十二條の二第三項、第二十二條の七第一項、第四十八條第二項、第五十條の四第一項、同条第二項において準用する第十二條の二第三項、第五十一條第一項、第五十一條の十六第三項、第五十一條の二十三第一項、同条第二項において準用する第十二條の二第三項

、第五十一条の二十四第一項、第五十七條第二項（第六十六條第二項において準用する場合を含む。）、第五十七條の二第一項、同条第二項において準用する第十二條の二第三項、第五十七條の三第一項若しくは第六十條第二項（第六十六條第二項において準用する場合を含む。）の規定の運用に關し内閣總理大臣に、第三十五條第三項、第四十三條の二第一項、同条第二項において準用する第十二條の二第三項若しくは第四十三條の三第一項の規定の運用に關し原子炉設置者に係るものにあつては第二十三條第一項各号に掲げる原子炉の区分に応じ内閣總理大臣、通商産業大臣若しくは運輸大臣に、外国原子力船運航者に係るものにあつては運輸大臣に、又は第四十三條の十八第三項、第四十三條の二十五第一項、同条第二項において準用する第十二條の二第三項若しくは第四十三條の二十六第一項の規定の運用に關し通商産業大臣に、それぞれ意見を述べることができる。

## 2

内閣總理大臣、通商産業大臣又は運輸大臣は、第三條第一項若しくは第四十四條第一項の指定をし、第六條第一項、第十三條第一項、第十六條第一項、第二十三條第一項、第二十三條の二第一項、第二十六條第一項、第二十六條の二第一項、第二十九條第一項若しくは第二項、第四十三條の四第一項、第四十三條の七第一項、第四十四條の四第一項、第五十一條の二第一項、第五十一條の五第一項、第五十一條の十九第一項、第五十二條第一項若しくは第五十五條第一項の許可をし、第十條若しくは第四十六條の七の規定により指定を取り消し、第二十條、第三十三條、第四十三條の十六、第五十一條の十四若しくは第五十六條の規定により許可を取り消し、第十二條の二第一項、第二十二條の六第一項、第四十三條の二第一項、第四十三條の二十五第一項、第五十條の四第一項、第五十一條の二十三第一項若しくは第五十七條の二第一項の認可をし、又は第十二條の三第二項（第二十二條の七第二項、第四十三條の三第二項、第四十三條の二十六第二項、第五十一條第二項、第五十一條の二十四第二項及び第五十七條の三第二項

、第五十一条の二十四第一項、第五十七條第二項（第六十六條第二項において準用する場合を含む。）、第五十七條の二第一項、同条第二項において準用する第十二條の二第三項、第五十七條の三第一項若しくは第六十條第二項（第六十六條第二項において準用する場合を含む。）の規定の運用に關し内閣總理大臣に、又は第三十五條第三項、第四十三條の二第一項、同条第二項において準用する第十二條の二第三項若しくは第四十三條の三第一項の規定の運用に關し、原子炉設置者に係るものにあつては第二十三條第一項各号に掲げる原子炉の区分に応じ内閣總理大臣、通商産業大臣若しくは運輸大臣に、外国原子力船運航者に係るものにあつては運輸大臣に意見を述べることができる。

## 2

内閣總理大臣、通商産業大臣又は運輸大臣は、第三條第一項若しくは第四十四條第一項の指定をし、第六條第一項、第十三條第一項、第十六條第一項、第二十三條第一項、第二十三條の二第一項、第二十六條第一項、第二十六條の二第一項、第二十九條第一項若しくは第二項、第四十三條の四第一項、第五十一條の二第一項、第五十一條の五第一項、第五十一條の十九第一項、第五十二條第一項若しくは第五十五條第一項の許可をし、第十條若しくは第四十六條の七の規定により指定を取り消し、第二十條、第三十三條、第五十一條の十四若しくは第五十六條の規定により許可を取り消し、第十二條の二第一項、第二十二條の六第一項、第四十三條の二第一項、第五十條の四第一項、第五十一條の二十三第一項若しくは第五十七條の二第一項の認可をし、又は第十二條の三第二項（第二十二條の七第二項、第四十三條の三第二項、第四十三條の二十六第二項、第五十一條第二項、第五十一條の二十四第二項及び第五十七條の三第二項

において準用する場合を含む。～若しくは第六十一条の二第一項若しくは第三項の規定による届出若しくは第六十五条第一項、第三項若しくは第四項の規定による届出（国際規制物資使用者又は国際特定活動実施者に係る届出を除く。～）を受理したときは、政令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を国家公安委員会又は海上保安庁長官に連絡しなければならない。

#### （経過措置）

第七十四条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。次項において同じ。～）を定めることができる。

2 前項に規定するもののほか、国際規制物資の範囲が国際約束の定める手続により変更された場合又は追加鑑定書附屬書1に掲げる活動が追加鑑定書の定める手続により変更された場合においては、政令で、その変更に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

#### （科学技術庁長官への委任等）

第七十四条の二 （略）

2 保障措置検査は、政令で定めるところにより、通商産業省又は運輸省の職員に行わせることができる。

3 第六十八条第一項、第四項、第十項及び第十一項の規定により内閣総理大臣がその職員に行わせることができる事務は、政令で定めるところにより、通商産業省又は運輸省の職員に行わせることができる。

4 第六十八条第五項及び第六項の規定は、前項の規定により通商産業省又は運輸省の職員に行わせる立入検査に準用する。

第三項若しくは第四項の規定による届出（国際規制物資使用者に係る届出を除く。～）を受理したときは、政令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を国家公安委員会又は海上保安庁長官に連絡しなければならない。

#### （経過措置）

第七十四条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。～）を定めることができる。

#### （科学技術庁長官への委任等）

第七十四条の二 （略）

2 第六十八条第一項及び第七項の規定により内閣総理大臣がその職員に行わせることができる事務は、政令で定めるところにより、通商産業省又は運輸省の職員に行わせることができる。

3 第六十八条第四項及び第五項の規定は、前項の規定により通商産業省又は運輸省の職員に行わせる立入検査に準用する。



(手数料の納付)

第七十五条 次の各号の一に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

一 (略)

二 第六条第一項、第十三条第一項、第十六条第一項、第二十三条第一項、第二十三条の二第二項、第二十六条第一項、第二十六条の二第二項、第三十九条第一項若しくは第二項、第四十三条の四第一項、第四十三条の七第一項、第四十四条の四第一項、第五十一条の二第二項、第五十一条の五第一項、第五十一条の十九第一項、第五十二条第一項、第五十五条第一項又は第六十一条の三第一項の許可を受けようとする者

三 (略)

四 第十六条の二第一項若しくは第二項、第二十七条第一項若しくは第二項、第四十三条の八第一項若しくは第二項、第四十五条第一項若しくは第二項又は第五十一条の七第一項若しくは第二項の認可を受けようとする者

五 第十六条の三第一項、第十六条の四第一項若しくは第四項、第二十八条第一項、第二十八条の二第一項若しくは第四項、第二十九条第一項、第四十三条の九第一項、第四十三条の十第一項若しくは第四項、第四十三条の十一第一項、第四十六條第一項、第四十六條の二第一項若しくは第四項、第四十六條の二の二第一項、第五十一条の八第一項、第五十一条の九第一項若しくは第四項、第五十一条の十第一項、第五十五条の二第一項又は第五十五条の三第一項の検査を受けようとする者

六十一 (略)

2 (略)

第八章 罰則

第七十七条 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは

(手数料の納付)

第七十五条 次の各号の一に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

一 (略)

二 第六条第一項、第十三条第一項、第十六条第一項、第二十三条第一項、第二十三条の二第二項、第二十六条第一項、第二十六条の二第二項、第三十九条第一項若しくは第二項、第四十四条の四第一項、第五十一条の二第二項、第五十一条の五第一項、第五十一条の十九第一項、第五十二条第一項、第五十五条第一項又は第六十一条の三第一項の許可を受けようとする者

三 (略)

四 第十六条の二第一項若しくは第二項、第二十七条第一項若しくは第二項、第四十五条第一項若しくは第二項又は第五十一条の七第一項若しくは第二項の認可を受けようとする者

五 第十六条の三第一項、第十六条の四第一項若しくは第四項、第二十八条第一項、第二十八条の二第一項若しくは第四項、第二十九条第一項、第四十三条の九第一項、第四十三条の十第一項若しくは第四項、第四十六條第一項、第四十六條の二第一項若しくは第四項、第五十一条の八第一項、第五十一条の九第一項若しくは第四項、第五十一条の十第一項、第五十五条の二第一項又は第五十五条の三第一項の検査を受けようとする者

六十一 (略)

2 (略)

第八章 罰則

第七十七条 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは

は百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 (略)

二 第十条第二項、第二十条第二項、第四十三條の十六第二項、第四十六條の七第二項又は第五十一條の十四第二項の規定による事業の停止の命令に違反した者

三 六 (略)

六の二 第四十三條の四第一項の許可を受けないで使用済燃料の貯蔵の事業を行つた者

七 九 (略)

第七十八條 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 (略)

一の二 第十二條の三第一項、第二十二條の七第一項、第四十三條の三第一項、第四十三條の二十六第一項、第五十一條第一項、第五十一條の二十四第一項又は第五十七條の三第一項の規定に違反した者

二 五 (略)

五の二 第四十三條の七第一項の規定による許可を受けなければならぬ事項について、同項の許可を受けないで第四十三條の四第二項第二号から第四号まで又は第六号に掲げる事項を変更した者

五の三 第四十三條の九第一項又は第四十三條の十第一項若しくは第四項の規定に違反して使用済燃料貯蔵施設を使用した者

五の四 第四十三條の二十二第一項の規定に違反した者

五の五 (略)

六 十 (略)

第七十八條の二 第六十一條の十八(第六十一條の二十三の二十において準用する場合を含む。)の規定に違反した者は、一年以下

は百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 (略)

二 第十条第二項、第二十条第二項、第四十六條の七第二項又は第五十一條の十四第二項の規定による事業の停止の命令に違反した者

三 六 (略)

七 九 (略)

第七十八條 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 (略)

一の二 第十二條の三第一項、第二十二條の七第一項、第四十三條の三第一項、第五十一條第一項、第五十一條の二十四第一項又は第五十七條の三第一項の規定に違反した者

二 五 (略)

五の二 (略)  
六 十 (略)

第七十八條の二 第六十一條の十八の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十八条の三 第六十一条の二十一の規定による情報処理業務又は第六十一条の二十三の十六の規定による保障措置検査等実施業務又は第六十一条の三十七（第六十一条の四十一第三項、第六十一条の四十二第三項及び第六十一条の四十三第三項において準用する場合を含む。）の規定による検査の業務、廃棄確認の業務、承認容器による運搬物に係る確認の業務若しくは運搬方法確認の業務の停止の命令に違反した場合には、その違反行為をした指定情報処理機関、指定保障措置検査等実施機関又は指定検査機関等の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十九条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十一条の二第二項（第六十一条の二の二第二項において準用する場合を含む。）、第十一条の三第二項、第二十一条の三第一項若しくは第二項、第三十六条第一項から第三項まで、第四十三条の十九第一項から第三項まで、第四十九条第一項若しくは第二項、第五十一条の十七第一項（第六十一条の二の二第三項において準用する場合を含む。）、若しくは第二項、第五十七条第三項（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）、第五十八条第三項（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）、第五十九条の二第四項（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）、又は第六十条第三項（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）、の規定による命令に違反した者

二 第十二条第一項、第二十二條第一項、第三十七條第一項、第四十三條の二十第一項、第五十條第一項、第五十一条の十八第一項若しくは第二項又は第五十六條の三第一項の規定に違反し

第七十八条の三 第六十一条の二十一の規定による情報処理業務又は第六十一条の三十七（第六十一条の四十一第三項、第六十一条の四十二第三項及び第六十一条の四十三第三項において準用する場合を含む。）の規定による検査の業務、廃棄確認の業務、承認容器による運搬物に係る確認の業務若しくは運搬方法確認の業務の停止の命令に違反した場合には、その違反行為をした指定情報処理機関又は指定検査機関等の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十九条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十一条の二第二項（第六十一条の二の二第二項において準用する場合を含む。）、第十一条の三第二項、第二十一条の三第一項若しくは第二項、第三十六条第一項から第三項まで、第四十九条第一項若しくは第二項、第五十一条の十七第一項（第六十一条の二の二第三項において準用する場合を含む。）、若しくは第二項、第五十七条第三項（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）、第五十八条第三項（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）、第五十九条の二第四項（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）、又は第六十条第三項（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）、の規定による命令に違反した者

二 第十二条第一項、第二十二條第一項、第三十七條第一項、第五十條第一項、第五十一条の十八第一項若しくは第二項又は第五十六條の三第一項の規定に違反した者

た者

三 第十二条第三項、第二十二條第三項、第三十七條第三項、第四十三條の二十第三項、第五十條第三項、第五十一條の十八第四項又は第五十六條の三第三項の規定による命令に違反した者

四 第十二條の二第一項、第二十二條の六第一項、第四十三條の二第一項、第四十三條の二十五第一項、第五十條の四第一項、第五十一條の二十三第一項又は第五十七條の二第一項の規定に違反した者

五 第十二條の二第三項（第二十二條の六第二項、第四十三條の二第二項、第四十三條の二十五第二項、第五十條の四第二項、第五十一條の二十三第二項及び第五十七條の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

六・七 （略）

七の二 第四十三條の十一第一項の規定による届出をしないで、使用済燃料貯蔵施設を解体し、又は同条第二項の規定による命令に違反した者

八、二十 （略）

第八十條 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第十一条、第二十一條、第三十四條、第四十三條の十七、第四十七條、第五十一條の十五、第五十六條の二又は第六十一條の七の規定に違反して、記録せず、若しくは虚偽の記録をし、又は記録を備えて置かなかつた者

一の二、一の三 （略）

二 第六十一條の三第四項の規定による届出をしないで国際規制物資を使用し、同条第五項の規定による届出をしないで国際規制物資を貯蔵し、又は同条第六項の規定による届出をしないで国際規制物資を廃棄した者

三 （略）

三 第十二條第三項、第二十二條第三項、第三十七條第三項、第五十條第三項、第五十一條の十八第四項又は第五十六條の三第三項の規定による命令に違反した者

四 第十二條の二第一項、第二十二條の六第一項、第四十三條の二第一項、第五十條の四第一項、第五十一條の二十三第一項又は第五十七條の二第一項の規定に違反した者

五 第十二條の二第三項（第二十二條の六第二項、第四十三條の二第二項、第五十條の四第二項、第五十一條の二十三第二項及び第五十七條の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

六・七 （略）

八、二十 （略）

第八十條 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第十一条、第二十一條、第三十四條、第四十七條、第五十一條の十五、第五十六條の二又は第六十一條の七の規定に違反して、記録せず、若しくは虚偽の記録をし、又は記録を備えて置かなかつた者

一の二、一の三 （略）

二 第六十一條の三第四項の規定による届出をしないで国際規制物資を使用し、又は同条第五項の規定による届出をしないで国際規制物資を廃棄した者

三 （略）

三の二 第六十一条の八の二第二項の規定による立入り、検査又は試料の提出を拒み、妨げ、又は忌避した者

三の三 第六十一条の八の二第五項又は第六十八条第十四項の規定に違反した者

四 第六十一条の九の二第一項若しくは第三項、第六十三条若しくは第六十五条第一項、第三項若しくは第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

五 第六十七条第一項、第三項若しくは第四項の報告をせず、又は虚偽の報告をした者

六 第六十八条第一項から第四項まで又は第七項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

七 第六十八条第九項の規定による立入り、検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者

第八十条の三 次の各号の一に掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした指定保障措置検査等実施機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第六十一条の二十三の十五の許可を受けないで保障措置検査等実施業務の全部を廃止したとき。

二 第六十一条の二十三の十七第一項の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

三 第六十一条の二十三の十七第二項の規定に違反して帳簿を保存しなかつたとき。

四 第六十一条の二十三の二十において準用する第六十一条の二十三第一項の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

五 第六十一条の二十三の二十において準用する第六十一条の二十三第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

四 第六十三条若しくは第六十五条第一項、第三項若しくは第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

五 第六十七条第一項若しくは第三項の報告をせず、又は虚偽の報告をした者

六 第六十八条第一項、第二項、第三項又は第六項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

七 第六十八条第九項の規定に違反した者

第八十条の四 (略)

第八十二条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第七条、第十七条、第四十三條の十二、第四十六條の三若しくは第五十一條の十一の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十二條の三第二項(第二十二條の七第二項、第四十三條の三第二項、第四十三條の二十六第二項、第五十一條第二項、第五十一條の二十四第二項及び第五十七條の三第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出を怠つた者

三・四 (略)

五 第三十條、第四十三條の十三若しくは第四十六條の四の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

六・七 (略)

七の二 第四十三條の二十二第二項の規定による届出を怠つた者  
八・十 (略)

第八十三条 第六條第二項、第九條第二項、第十六條第二項、第十九條第二項、第二十六條第二項若しくは第三項、第二十六條の第二項、第三十二條第二項、第四十三條の七第二項、第四十三條の十五第二項、第四十四條の四第二項若しくは第四項、第四十六條の六第二項、第五十一條の五第二項、第五十一條の十三第二項、第五十五條第二項、第六十一條の二第三項(同條第二項第一号又は第五号に掲げる事項の変更に係る部分に限る。)(又は第六十一條の五第二項の規定による届出を怠つた者は、五万円以下の過料に処する。

第八十条の三 (略)

第八十二条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第七条、第十七条、第四十六條の三若しくは第五十一條の十一の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十二條の三第二項(第二十二條の七第二項、第四十三條の三第二項、第五十一條第二項、第五十一條の二十四第二項及び第五十七條の三第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出を怠つた者

三・四 (略)

五 第三十條若しくは第四十六條の四の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

六・七 (略)

八・十 (略)

第八十三条 第六條第二項、第九條第二項、第十六條第二項、第十九條第二項、第二十六條第二項若しくは第三項、第二十六條の第二項、第三十二條第二項、第四十四條の四第二項若しくは第四項、第四十六條の六第二項、第五十一條の五第二項、第五十一條の十三第二項、第五十五條第二項、第六十一條の二第三項(同條第二項第一号又は第五号に掲げる事項の変更に係る部分に限る。)(又は第六十一條の五第二項の規定による届出を怠つた者は、五万円以下の過料に処する。

改 正 案

第六十七條の二を第六十七條の三とし、第六十七條の次に次の一條を加える。

第六十七條の二 内閣総理大臣は、包括的核実験禁止条約（以下「条約」という。）により設立される包括的核実験禁止条約機関（以下単に「包括的核実験禁止条約機関」という。）又は条約の締約国たる外国の政府（以下「締約国政府」という。）から条約の定めるところにより要請があつた場合にあつては、包括的核実験禁止条約機関又は当該締約国政府に対して説明を行うために必要な限度において、核燃料物質を取り扱う者その他の者に対し、その要請に係る事項に関し報告をさせることができる。

2. 内閣総理大臣は、第六十八條の三第一項の規定による撮影、測定、観測、調査又は収去が行われた場合にあつては、包括的核実験禁止条約機関に対して説明を行うために必要な限度において、関係者に対し、当該撮影、測定、観測、調査又は収去の対象となつた土地等に関し報告をさせることができる。

第八十條第五号の次に次の一号を加える。

五の二 第六十七條の二第二項若しくは第二項の報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第八十條に次の二号を加える。

八 第六十八條の三第一項の規定による立入り、撮影、測定、観測、調査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者  
九 第六十八條の三第二項の規定による立会いを拒み、妨げ、又は忌避した者

現 行

第六十七條に次の二項を加える。

4. 内閣総理大臣は、包括的核実験禁止条約（以下「条約」という。）により設立される包括的核実験禁止条約機関（以下単に「包括的核実験禁止条約機関」という。）又は条約の締約国たる外国の政府（以下「締約国政府」という。）から条約の定めるところにより要請があつた場合にあつては、包括的核実験禁止条約機関又は当該締約国政府に対して説明を行うために必要な限度において、核燃料物質を取り扱う者その他の者に対し、その要請に係る事項に関し報告をさせることができる。

5. 内閣総理大臣は、第六十八條の三第一項の規定による撮影、測定、観測、調査又は収去が行われた場合にあつては、包括的核実験禁止条約機関に対して説明を行うために必要な限度において、関係者に対し、当該撮影、測定、観測、調査又は収去の対象となつた土地等に関し報告をさせることができる。

第八十條第五号中「第三項」の下に「から第五項まで、を加え、同条に次の二号を加える。

八 第六十八條の三第一項の規定による立入り、撮影、測定、観測、調査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者  
九 第六十八條の三第二項の規定による立会いを拒み、妨げ、又は忌避した者

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案参照条文

○原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）（抄）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、原子力の研究、開発及び利用を推進することによつて、将来におけるエネルギー資源を確保し、学術の進歩と産業の振興とを図り、もつて人類社会の福祉と国民生活の水滸向上とに寄与することを目的とする。

（基本方針）

第二条 原子力の研究、開発及び利用は、平和の目的に限り、安全の確保を旨として、民主的な運営の下に、自主的にこれを行うものとし、その成果を公開し、進んで国際協力に資するものとする。

（定義）

第三条 この法律において次に掲げる用語は、次の定義に従うものとする。

「原子力」とは、原子核変換の過程において原子核から放出されるすべての種類のエネルギーをいう。

二 「核燃料物質」とは、ウラン、トリウム等原子核分裂の過程において高エネルギーを放出する物質であつて、政令で定めるものをいう。

三 「核原料物質」とは、ウラン鉱、トリウム鉱その他核燃料物質の原料となる物質であつて、政令で定めるものをいう。

四 「原子炉」とは、核燃料物質を燃料として使用する装置をいう。ただし、政令で定めるものを除く。



五 「放射線」とは、電磁波又は粒子線のうち、直接又は間接に空気を電離する能力をもつもので、政令で定めるものをいう。

○核燃料物質、核原料物質、原子炉及び放射線の定義に関する政令（昭和三十二年政令第三百二十五号）（抄）

（核燃料物質）

第一条 原子力基本法第三条第二号の核燃料物質は、次に掲げる物質とする。

一 ウラン二三五のウラン二三八に対する比率が天然の混合率であるウラン及びその化合物

二 ウラン二三五のウラン二三八に対する比率が天然の混合率に達しないウラン及びその化合物

三 トリウム及びその化合物

四 前三号の物質の一又は二以上を含む物質で原子炉において燃料として使用できるもの

五 ウラン二三五のウラン二三八に対する比率が天然の混合率をこえるウラン及びその化合物

六 プルトニウム及びその化合物

七 ウラン二三三及びその化合物

八 前三号の物質の一又は二以上を含む物質

（核原料物質）

第二条 原子力基本法第三条第三号の核原料物質は、ウラン若しくはトリウム又はその化合物を含む物質で核燃料物質以外のものとする。

（原子炉）

第三条 原子力基本法第三条第四号ただし書の政令で定めるものは、原子核分裂の連鎖反応を制御することがで

き、かつ、その反応の平衡状態を中性子源を用いることなく持続することができ、又は持続するおそれのある装置以外のものとする。

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）（抄）

## 目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 製錬の事業に関する規制（第三条―第十二条の五）

第三章 加工の事業に関する規制（第十三条―第二十二条の七）

第四章 原子炉の設置、運転等に関する規制（第二十三条―第四十三条の二）

第五章 再処理の事業に関する規制（第四十四条―第五十一条）

第五章の二 廃棄の事業に関する規制（第五十一条の二―第五十一条の二十四）

第六章 核燃料物質等の使用等に関する規制（第五十二条―第六十一条の二の二）

第六章の二 国際規制物資の使用に関する規制（第六十一条の三―第六十一条の二十三）

第六章の三 指定検査機関等（第六十一条の二十四―第六十一条の四十三）

第七章 雑則（第六十二条―第七十六条）

第八章 罰則（第七十六条の二―第八十四条）

第九章 外国船舶に係る担保金等の提供による釈放等（第八十五条―第八十九条）

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、原子力基本法（昭和三十年法律第八十六号）の精神にのっとり、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の利用が平和の目的に限られ、かつ、これらの利用が計画的に行われることを確保するとともに、これらによる災害を防止し、及び核燃料物質を防護して、公共の安全を図るために、製錬、加工、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉の設置及び運転等に関する必要な規制等を行うほか、原子力の研究、開発及び利用に関する条約その他の国際約束を実施するために、国際規制物資の使用に関する必要な規制等を行うことを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「原子力」とは、原子力基本法第三条第一号に規定する原子力をいう。

2 この法律において「核燃料物質」とは、原子力基本法第三条第二号に規定する核燃料物質をいう。

3 この法律において「核原料物質」とは、原子力基本法第三条第三号に規定する核原料物質をいう。

4 この法律において「原子炉」とは、原子力基本法第四条に規定する原子炉をいう。

5 この法律において「特定核燃料物質」とは、プルトニウム（プルトニウム<sup>238</sup>の同位体濃度が百分の八十を超えるものを除く）、ウラン<sup>233</sup>、ウラン<sup>235</sup>のウラン<sup>238</sup>に対する比率が天然の混合率を超えるウランその他の政令で定める核燃料物質をいう。

6 この法律において「製錬」とは、核原料物質又は核燃料物質に含まれるウラン又はトリウムの比率を高めるために、核原料物質又は核燃料物質を化学的方法により処理することをいう。

7 この法律において「加工」とは、核燃料物質を原子炉に燃料として使用できる形状又は組成とするために、これを物理的又は化学的方法により処理することをいう。

8 この法律において「再処理」とは、原子炉に燃料として使用した核燃料物質その他原子核分裂をさせた核燃料物質（以下「使用済燃料」という。）から核燃料物質その他の有用物質を分離するために、使用済燃料を化学的方法により処理することをいう。

9 この法律において「国際規制物資」とは、原子力の研究、開発及び利用に関する条約その他の国際約束（以下単に「国際約束」という。）に基づく保障措置の適用その他の規制を受ける核原料物質、核燃料物質、原子炉その他の資材又は設備をいう。

10 前項の国際規制物資は、内閣総理大臣が告示する。

## 第二章 製錬の事業に関する規制

### （核物質防護規定）

#### 第十二条の二 （略）

2 内閣総理大臣及び通商産業大臣は、核物質防護規定が特定核燃料物質の防護上十分でないとき、前項の認可をしてはならない。

3 内閣総理大臣及び通商産業大臣は、特定核燃料物質の防護のため必要があるときは、製錬事業者に對し、核物質防護規定の変更を命ずることができる。

4 製錬事業者及びその従業者は、核物質防護規定を守らなければならない。

### （核物質防護管理者）

#### 第十二条の三 （略）

2 製錬事業者は、前項の規定により核物質防護管理者を選任したときは、選任した日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣及び通商産業大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

(核物質防護管理者の義務等)

第十二条の四 核物質防護管理者は、誠実にその職務を遂行しなければならない。

2 製錬施設に立ち入る者は、核物質防護管理者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又は核物質防護規定の実施を確保するためにする指示に従わなければならない。

(核物質防護管理者の解任命令)

第十二条の五 内閣総理大臣及び通商産業大臣は、核物質防護管理者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したときは、製錬事業者に対し、核物質防護管理者の解任を命ずることができる。

### 第三章 加工の事業に関する規制

(核燃料取扱主任者免状)

第二十二條の三 科学技術庁長官は、次の各号の一に該当する者に対し、核燃料取扱主任者免状を交付する。

一 科学技術庁長官の行なう核燃料取扱主任者試験に合格した者

二 科学技術庁長官が、政令で定めるところにより、核燃料物質の取扱いに関し前身に掲げる者と同等以上の学識及び経験を有すると認める者

## 234 (略)

### 第四章 原子炉の設置、運転等に関する規制

(溶接の方法及び検査)

第二十八條の二 原子炉容器その他の主務省令で定める原子炉施設であつて溶接をするものについては、主務省令で定めるところにより、その溶接につき主務大臣の検査を受け、これに合格した後でなければ、原子炉設置者は、これを使用してはならない。ただし、第四項に定める場合及び主務省令で定める場合は、この限りでない。

255 (略)

(原子炉主任技術者の解任命令)

第四十三条 主務大臣は、原子炉主任技術者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したときは、原子炉設置者に対し、原子炉主任技術者の解任を命ずることができる。

第六章 核燃料物質等の使用等に関する規制

(使用の許可)

第五十二条 核燃料物質を使用しようとする者は、政令で定めるところにより、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

- 一 製錬事業者が核燃料物質を製錬の事業の用に供する場合
- 二 加工事業者が核燃料物質を加工の事業の用に供する場合
- 三 原子炉設置者及び外国原子力船運航者が核燃料物質を原子炉に燃料として使用する場合
- 四 再処理事業者が核燃料物質を再処理の事業の用に供する場合
- 五 政令で定める種類及び数量の核燃料物質を使用する場合

2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一七 (略)

八 核燃料物質の貯蔵施設（以下単に「貯蔵施設」という。）の位置、構造及び設備

九 (略)

(運搬に関する確認等)

## 第五十九条の二 (略)

2 前項の場合において、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止及び特定核燃料物質の防護のため特に必要がある場合として政令で定める場合に該当するときは、使用者等は、その運搬に関する措置が同項の技術上の基準に適合することについて、総理府令で定めるところにより、内閣総理大臣又は運輸大臣の確認を受けなければならない。

## 3 (略)

4 第一項の場合において、内閣総理大臣又は運輸大臣は、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の運搬に関する措置が同項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、使用者等に対し、運搬の停止その他保安及び特定核燃料物質の防護のために必要な措置を命ずることができる。

## 5 12 (略)

## 第五十九条の三 (略)

2 前項の場合において、使用者等は、同項の運搬を開始される前に、同項に規定する取決めの締結について、総理府令で定めるところにより、内閣総理大臣の確認を受けなければならない。

## 第六章の二 国際規制物資の使用に関する規制

### (使用の許可及び届出等)

第六十一条の三 国際規制物資を使用しようとする者は、政令で定めるところにより、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

- 一 製錬事業者が国際規制物資を製錬の事業の用に供する場合
- 二 加工事業者が国際規制物資を加工の事業の用に供する場合

三 原子炉設置者が国際規制物資を原子炉の設置又は運転の用に供する場合

四 再処理事業者が国際規制物資を再処理事業の用に供する場合

五 使用者が国際規制物資を第五十二条第一項の許可を受けた使用の目的に使用する場合

2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 使用の目的及び方法

三 国際規制物資の種類及び数量

四 使用の場所

五 予定使用期間

3 核原料物質について第一項の許可を受けようとする者は、前項の申請書に第六十一條の二第三項第六号の事項を記載した書類を添付しなければならない。ただし、同条第一項第三号に該当する場合は、この限りでない。

4 第一項各号の一に該当する場合には、当該各号に規定する者は、総理府令（同項第一号に該当する場合にあつては、総理府令、通商産業省令）で定めるところにより、あらかじめ、その使用する国際規制物資の種類及び数量並びに予定使用期間を内閣総理大臣（同項第一号に該当する場合にあつては、内閣総理大臣及び通商産業大臣）に届け出なければならない。

5 廃棄事業者は、国際規制物資を廃棄しようとする場合には、総理府令で定めるところにより、あらかじめ、その廃棄する国際規制物資の種類及び数量並びに予定される廃棄の期間を内閣総理大臣に届け出なければならない。

（許可の欠格条項）



第六十一条の四 次の各号の一に該当する者には、前条第一項の許可を与えない。

- 一 第六十一条の六の規定により前条第一項の許可を取り消され、取消しの日から二年を経過していない者
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた後、二年を経過していない者

三 禁治産者

- 四 法人であつて、その業務を行なう役員のうち前各号の一に該当する者のあるもの  
(変更の届出)

第六十一条の五 第六十一条の三第一項の許可を受けた者（以下「国際規制物資使用者」という。）は、同条第二項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、総理府令で定めるところにより、あらかじめその旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 国際規制物資使用者は、第六十一条の三第二項第一号又は第五号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

（許可の取消し等）

第六十一条の六 内閣総理大臣は、国際規制物資使用者が次の各号の一に該当するときは、第六十一条の三第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて国際規制物資の使用の停止を命ずることができる。

- 一 第六十一条の四第二号から第四号までの一に該当するに至つたとき。

二 前条第一項の規定により届出をしなければならない事項を届出をしないでしたとき。

三 第六十一条の八第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

四 第六十二条第二項の条件に違反したとき。

(記録)

第六十一条の七 国際規制物資を使用している者(国際規制物資を廃棄している廃棄事業者を含む。第六十一条の九並びに第六十八条第七項及び第八項において同じ。)-は、総理府令で定めるところにより、国際規制物資の使用(廃棄事業者による国際規制物資の廃棄を含む。次条第一項及び第六十一条の十において同じ。)-に關し総理府令で定める事項を記録し、これをその工場又は事業所に備えて置かなければならない。

(計量管理規定)

第六十一条の八 国際規制物資使用者、第六十一条の三第一項各号(第一号を除く。)-の-に該当する場合における当該各号に規定する者及び同条第五項に規定する者(以下この条において「国際規制物資使用者等」という。)-は、国際規制物資の適正な計量及び管理を確保するため、総理府令で定めるところにより、計量管理規定を定め、国際規制物資の使用開始前に、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 内閣総理大臣は、計量管理規定が国際規制物資の適正な計量及び管理を確保するために十分でないとき、前項の認可をしてはならない。

3 内閣総理大臣は、国際規制物資の適正な計量及び管理を確保するため必要があるときは、国際規制物資使用者等に対し、計量管理規定の変更を命ずることができる。

4 国際規制物資使用者等及びその従業者は、計量管理規定を守らなければならない。

(返還命令等)

第六十一条の九 内閣総理大臣は、次の各号の一に該当するときは、国際規制物資を使用している者に対し、国際規制物資の返還又は譲渡を命ずることができる。

一 国際約束が停止され、若しくは廃棄され、又は国際約束の期間が満了したとき。

二 国際約束に基づき国際規制物資の供給当事国政府（国際機関を含む。以下同じ。）が購入優先権を行使したとき。

（情報処理業務の委託）

第六十一条の十 内閣総理大臣は、国際約束に基づく保障措置の適切な実施に資すると認めるときは、政令で定めるところにより、国際規制物資の使用の状況に関する情報の解析その他の処理業務（以下「情報処理業務」という。）をその指定する者（以下「指定情報処理機関」という。）に行わせることができる。

（指定）

第六十一条の十一 前条の指定は、情報処理業務を行おうとする者の申請により行う。

（指定の基準）

第六十一条の十二 内閣総理大臣は、第六十一条の十の指定の申請があつた場合においては、その申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同条の指定をしてはならない。

一 情報処理業務を適確に遂行するに足りる技術的能力及び経理的基礎があること。

二 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人であつて、その役員又は社員の構成が情報処理業務の公正な遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること。

三 情報処理業務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて情報処理業務の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 その指定をすることによつて国際約束に基づく保障措置の適確かつ円滑な実施を阻害することとならないこと。

(指定の欠格条項)

第六十一条の十三 次の各号の一に該当する者には、第六十一条の十の指定を与えない。

一 第六十一条の二十一の規定により第六十一条の十の指定を取り消され、取消しの日から、二年を経過していない者

二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受け、そのなくなつた後、二年を経過していない者

三 その業務を行う役員のうち前号に該当する者のある者

(名称等の変更)

第六十一条の十四 指定情報処理機関は、その名称、住所又は情報処理業務を行う事業所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ内閣総理大臣に届け出なければならない。

(業務の実施義務)

第六十一条の十五 指定情報処理機関は、内閣総理大臣から情報処理業務を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、情報処理業務を行わなければならない。

(業務規定)

第六十一条の十六 指定情報処理機関は、情報処理業務に関する規定（以下この章において「業務規定」という。）を定め、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規定で定めるべき事項は、総理府令で定める。

3 内閣総理大臣は、第一項の認可をした業務規定が情報処理業務の適確な遂行上不適当となつたと認めるときは、その変更を命ずることができる。

(事業計画等)

第六十一条の十七 指定情報処理機関は、毎事業年度開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定情報処理機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

(秘密保持義務)

第六十一条の十八 指定情報処理機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、情報処理業務に関して知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

(適合命令)

第六十一条の十九 内閣総理大臣は、指定情報処理機関が第六十一条の十二第一号から第三号までに適合しなくなつたと認めるときは、その指定情報処理機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(業務の休廃止)

第六十一条の二十 指定情報処理機関は、内閣総理大臣の許可を受けなければ、情報処理業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(指定の取消し等)

第六十一条の二十一 内閣総理大臣は、指定情報処理機関が次の各号の一に該当するときは、第六十一条の十の指定を取り消し、又は一年以内の期間を定めて情報処理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第六十一条の十三第二号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 第六十一条の十四、第六十一条の十五、第六十一条の十七又は前条の規定に違反したとき。

三 第六十一条の十六第一項の認可を受けた業務規定によらないで情報処理業務を行つたとき。

四 第六十一条の十六第三項又は第六十一条の十九の規定による命令に違反したとき。

(公示)

第六十一条の二十二 内閣総理大臣は、次の場合には、その旨を官報で告示するものとする。

一 第六十一条の十の指定をしたとき。

二 第六十一条の二十の許可をしたとき。

三 前条の規定により指定を取り消したとき。

(報告徴収等)

第六十一条の二十三 内閣総理大臣は、指定情報処理機関の情報処理業務の適確な遂行の確保に必要な限度において、指定情報処理機関に対し、その業務若しくは経理に関し報告をさせ、又はその職員に、当該機関の事務所若しくは事業所に立ち入り、当該機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章の三 指定検査機関等

(指定検査機関)

第六十一条の二十四 次の各号に掲げる検査の区分に応じ、内閣総理大臣、通商産業大臣又は運輸大臣（以下この章において「主務大臣」という。）は、主務省令で定めるところにより、その指定する者（以下「指定検査機関」という。）に、当該各号に掲げる検査の全部又は一部を行わせることができる。

一・三 （略）

四 第二十八条の二第一項又は第四項の検査（第二十三条第一項第三号及び第四号に掲げる原子が並びにその附属施設に係るものに限る。） 内閣総理大臣

五 第四十六条の二第一項又は第四項の検査 内閣総理大臣

六・七 （略）

第七章 雑則

（指定又は許可の条件）

第六十二条 この法律に規定する指定又は許可には、次項に定める場合を除くほか、条件を附することができる。

2・3 （略）

（報告徴収）

第六十七条 （略）

2 （略）

3 内閣総理大臣は、前二項の規定による報告の徴収のほか、第六十一条の二第一項の規定の施行に必要な限度において、船舶の船長その他の関係者に対し、必要な報告をさせることができる。

○原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第百四十七号）（抄）

（損害賠償措置を講ずべき義務）

第六条 原子力事業者は、原子力損害を賠償するための措置（以下「損害賠償措置」という。）を講じていなければ、原子炉の運転等をしてはならない。

○民法（民法第一編第二編第三編）（明治二十九年法律第八十九号）（抄）

第三十四条 祭祀、宗教、慈善、学術、技芸其他公益ニ関スル社団又ハ財団ニシテ営利ヲ目的トセサルモノハ主務官庁ノ許可ヲ得テ之ヲ法人ト為スコトヲ得

○行政手続法（平成五年法律第八十八号）（抄）

（不利益処分をしようとする場合の手続）

第十三条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

次のいずれかに該当するとき 聴聞

イ 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。

ロ イに規定するもののほか、名あて人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。

ハ 名あて人が法人である場合におけるその役員の解任を命ずる不利益処分、名あて人の業務に従事する者の解任を命ずる不利益処分又は名あて人の会員である者の除名を命ずる不利益処分をしようとするとき。

ニ イからハまでに掲げる場合以外の場合であつて行政庁が相当と認めるとき。



二 前号イからニまでのいずれにも該当しないとき 弁明の機会の付与

2 (略)

(聴聞の期日における審理の方式)

第二十条 (略)

245 (略)

6 聴聞の期日における審理は、行政庁が公開することを相当と認めるときを除き、公開しない。

○行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）（抄）

（処分についての審査請求）

第五条 行政庁の処分についての審査請求は、次の場合に行うことができる。

一 処分庁に上級行政庁があるとき。ただし、処分庁が主任の大臣又は外局若しくはこれに置かれる庁の長であるときを除く。

二 前号に該当しない場合であつて、法律（条例に基づく処分については、条例を含む。）に審査請求をすることができ旨の定めがあるとき。

2 前項の審査請求は、同項第一号の場合にあつては、法律（条例に基づく処分については、条例を含む。）に特別の定めがある場合を除くほか、処分庁の直近上級行政庁に、同項第二号の場合にあつては、当該法律又は条例に定める行政庁に対してするものとする。